

第四十回 参議院大蔵委員会会議録第二十三号

昭和三十七年四月二日(月曜日)
午前十時四十二分開会

委員の異動
本日委員田中茂穂君、林屋龜次郎君及び山本米治君辞任につき、その補欠として谷口慶吉君、島嶠徳次郎君及び平島敏夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
佐野 廣君
荒木正三郎君
永末 英一君
市川 房枝君

委員

青木 一男君
大谷 寛雄君
岡崎 真一君
木暮武太夫君
高橋 衛君
谷口 慶吉君
島嶠徳次郎君
平島 敏夫君
堀 末治君
前田 久吉君
木村福八郎君
成瀬 精治君
平林 剛君
杉山 昌作君
須藤 五郎君

國務大臣

大蔵大臣

政府委員

法制局次長 高辻 正巳君

大蔵政務次官 堀本 宜実君
大蔵大臣官房 松井 直行君
財務調査官 村山 達雄君
大蔵省主税局長 原 純夫君
国税庁長官 坂入長太郎君
常任委員 会専門員 斎藤 朗郎君
法制局側 法制局長 斎藤 朗郎君

本日の会議に付した案件

○国税通則法案(内閣提出、衆議院送付)

○国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(棚橋小虎君)

委員会を開きます。

○委員(棚橋小虎君) 問題が二つあるので、そのうちの委員長報告ですね、これには私のほうに非常に大きな異論があるのです。これは大蔵委員だけじゃなく、社会党として異論がある。それは、委員長報告の内容については、通常の場合、法案の審議の重要な質疑については委員長報告の中にあるのが当然なんです。特にこの場合、税法関係の重要法案については、社会党が出席をしていないので、討論等も参加してないわけなんです。あれを聞くと、ほとんど審議されていない、何が審議

されているのかわからない、こういう状態であり、私も反対討論をしようと考えていたのですが、時間の関係もあって自発的に遠慮したわけなんです。そういう関係があったので、委員長報告がやはりあまり簡単で、これは委員長を私は特に責めるという考えじゃないですよ。委員長も時間の関係を考えて、できるだけ短くしたい、きのうの場合。そうお考えになつてのことだと思ふのですが、やはりこの点は、そういうときでもやはり重要な質疑だけは簡単に触れてもらいたい。これは委員長に要望しておきます。

次に、第二点の問題ですが、これは委員長の所見をまず伺いたい。国会法第五十一条ですね、「総予算及び重要な歳入法案については」という言葉がある。五十一条に「歳入法案」というのは税法関係の法案以外にはほとんど考えられないですね。歳入法案ですから、所得税とかあるいはその他の税法関係の法案、こういうふうに思うのですが、委員長の見解を伺いたい。

○委員長(棚橋小虎君) 初めの、非常に報告が簡単であつたということにつきましては、これは時間の制限——予算委員会報告もあり、そのあとで予算案が上程される、なお大蔵委員会もまたそのあとによって進行されるというふうなことで、非常に時間が少なかったものから、できるだけ簡単にしたいと思つた。この点、御了承いただきたいと思ひます。

それから、あとのことでございますが……。

○永末英一君 議事進行。ただいま荒木さんから、国会法五十一条について委員長の所見をただしたいと、こういう意向が出て、委員長がそれに答へられかけておりますが、一体、大蔵委員長は大蔵委員会委員長個人の見解を申し述べるといふことは適当かどうか。私どもは、この国会法の五十一条第二項については、われわれ独自の見解を持つてゐる。たまたま委員長はわが党の所属の方でございまして、大蔵委員長が大蔵委員会が一致した意見を言われるなら別でございまして、これは個人の見解をただされたいというところ、そのことに對し私どもとしてはお答えになる必要はないと思ひます。

○木村福八郎君 それはおかしいですね。何も、会派に属しておられますけれども、委員長となつたらこの委員会の委員長ですね。それで、議事を進行する場合に、今の五十一条の問題は、これから荒木委員が質問すると思うのですが、今後の議事の進行に重大な関係があるわけですね。公聴会の問題です。委員長はこれに對して一応の見解を持たないで、どうして議事が進行できるか。これは会派を代表してゐるというのでなく、この委員会の委員長なんです。委員長はそれについて十分、専門員もおられるのですし、そういう意見を徴して、そうしてこの解釈の仕方というのがあるのですから、国会法五十一条が制定されたときのちゃん

と立法の趣旨があるわけですから、それに従つて御答弁すればいいのであつて、答弁する必要がないというのは私には——それはお氣持はわかります。わかりますけれども、答弁する必要はないというのは少し行き過ぎじゃないですか。何かもう少し相識されて答弁されませんか。それと、さすればいいのですけれども、答弁されないというのはいささかおかしなように思ふのですけれどもね。

○青木一男君 議事進行について。私も永末委員と同じ疑問を持ちます。委員長というものは、委員長の資格において発言する場合は、個人の意見を言つてはいけません。そういう質問をするのは愛当じゃないのです。委員長というものは、委員会なり理事会の全体の意見をもとにして行動すべきであつて、いろいろの解釈その他について委員長としての、私はそういう予断を、先に解釈を下すというところは、妥当でないと私は思ひます。

○平林剛君 この件に關しては、私が昨日委員長に要望いたしました。すなわち、国税通則法は、政府自体として、国民に一般的に關心を持たれる法案として、重要な法案であると考え、かどうかと私の質問に對し、政務次官から、これは国民の一般的の關心を持たれるという意味では重要な法案であるという答へがあつたわけなんです。いわゆるこれは重要法案である、そのお答へがあつたので、国会法五十一条の例を私は引用して委員長にその処置をお願いしたわけでありまして、国会法五十一条には、「総予算及び重要な歳

入法案については……公聴会を開かなければならない。」つまり「委員会」は、一般の関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。」と書いてありますが、特に「重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。」と規定をしてあるから、委員長としてはどういふふうに取り扱いかというお尋ねをしたわけであります。しかし、委員長自体では委員会の運営全般に当たるのは当然であるけれども、しかし、私はそれに敷衍して与党、野党の理事とよく相談して善処してもらいたいということを言つてゐるわけですね。

そこで、私は委員長にお尋ねいたします。昨日理事会を開かれたこととします。その間、その理事会において私のこの意見に対し御相談があつたものと思つております。その結論はどつていふか、そしてその結論に基づいてどう運営をなさうかと考えておられるか、こういう角度で私はお尋ねいたします。委員長個人の意見を求めているのじゃありません。

○永末英一君 今、平林さんが言われたように、一昨日の委員会では平林さんの委員長に対する、今後の会議の運営上委員長の意向をただした件は、特に五十一條の一項に関する件で御意向がただされた。そうして、それについては理事会が持たれたということも私も承知をいたしております。ただいまの荒木さんの質問は、五十一條の二項の「歳入法案」という文字に、この国税通則法が歳入法案であるかどうかというこの法解釈を委員長に聞いたわけ

であつて、そういうものについて委員長が答えになるということであるならば、その前に、一体そのことについての各委員の意見を徴し、委員会の最終的な見解がきまらなければ、委員長としては——私の会派に属しているという意味じゃございません。委員長という勝手な解釈を委員会としては言つてもらふわけには参らぬ、こう申し上げておるわけでありまして。しかし、平林さんのおつしやつたことと荒木さんの御質問とは違ふと思つたのですが、荒木さんのほうが、委員会の全体の意思で、委員長が別段さういふことに對して解釈を今の機会に言わないでいいということであれば、平林さんの言われたことについては、委員長はそれぞれ会議の主権者としての今までの手続は、これは御報告になることは必要だと思つております。

○荒木正三郎君 これは、委員は委員長に質問する権限が私はあると思つてます。内容が、私の質問の内容について答えることができないということおつしやつていただければいいと思つてゐるのじゃないのです、私の聞いたのは、そういうわけですから、これはこういう字句の解釈については委員長の個人的解釈はできないからとおつしやつていただければいい。私が質問したらいかぬという規定はないと思つてゐる。やはり委員長について質問をする。私も委員長の個人的解釈を求めているのじゃないのです。もう少し質問をして、この問題は委員会においてもう少し議論をしたいと考えているだけのこ

とで、それは求めているのじゃないのですが、委員長として取り計らいを依頼したいために、言葉足らずでしたが、そういう質問をしているわけですが、だから、委員長が個人的見解を述べたのは差し控えたいとおつしやつた、それは私としても文句を言ひ気持はないわけですね。

○永末英一君 今、荒木さんの言葉、私は荒木さんに質問しちやいかぬといふことを言つてゐるんじゃないのです。委員長がその点についてお答えかされたので、議事進行上、本委員会理事として委員長の答弁する姿勢といふものはどうではないかと意見を述べたわけですね。あなたが委員会の委員長について質問をされるのは自由だと思つてゐます。

○木村福八郎君 荒木君の御質問は通則法に今すぐ触れてゐるのではないのですよ。実際問題として、所得税法案その他の重要法案について、公聴会を開かないで、われわれが欠席してゐるときに通しちやつてゐるのですよ。五十一條の二項によれば、これは公聴会を開かなければならぬわけですよ。「開くことができる」じゃないです。公聴会を開かないでどんどん通しちやつて、それでよろしいのか。そういう処理をやつてきたのです。通則法の問題はまたあとから出てきますけれども、「公聴会を開かなければならない」と規定されているのに、重要な歳入法案について公聴会を開かないで通しちやつていいのかどうか。

それから、もう一つは、重要な歳入法案は予算案と同じに扱われてゐますよ。ですから、委員長の報告においても、予算案と同じように重要な問題点

については、これは一応報告するのが当然だと思つてゐます。これについては委員長からさきに御答弁がございましたから、これ以上どういふことは申しませんが、今後は私はやはり予算案と同じウエイトをやはり置いて報告すべきじゃないかと思つてゐます。これはもう、一応荒木委員も要望され、委員長もお言葉がありましたから、これは一応強く今後のこととして要望して、第二の公聴会を開かないで重要な歳入法案を通したということは、これは国会法五十一條二項の規定に違反するのですよ。そういうことを今後やつていいのですか。このことを私はまず答弁を求めているのですよ、議事進行上ですね。

○委員長(棚橋小門君) この件につきましては、一昨日理事会を開きましたけれども、理事会の意見が一致いたしませんので、委員長といたしまして決定しておりません。

○木村福八郎君 委員長、さうじゃないのですよ。国税通則法について言つてゐるのではないのですよ。今は、国税通則法も問題になりましたけれども、所得税法案、すでに通つた法案についてなぜ公聴会を開かなかつたのですか。

○青木一男君 それは委員会の仕事だ……

○木村福八郎君 だから、われわれがいけないときに、公聴会も開かないで通しちやつたという問題は問題じゃありませんか。こういうことではないのですか。

○青木一男君 重要法案として公聴会を開くか、その他議事運営については委員会がきめることであつて、委員長独自の見解なり裁量によつてきめるも

のではないから、その点を委員長に質問されることは委員会の運営上適當でないと思つてゐる。

○木村福八郎君 それはおかしい。それは第一項についてはさうです。開くことができることになつてゐるのです。第二項は、開かなければならないのです。理事会で開くか開かないかという問題じゃありませんよ。予算案と同じですよ。予算の場合はちゃんと開かなければならない。ただ、その日取りをどういふふうにするか、あるいはそれを公述人にするかということについては、理事会でこれは御相談すべきです。しかし、ちゃんと国会法五十一條二項で「開かなければならない」となつてゐるのを、理事会で開くか開かないかをきめる、そんなことではないわけですね。第一項はそれでいいですよ、第一項のほうは……

○須藤五郎君 私も、この法案は重要な法案であり、法案が提出されるまでも何回も内容の変更を來たしているような重要な法案だと思つてゐるから国民がこういう法案について大きな反対をやつてゐる。こういう場合に、一回の公聴会も開かず、これを通過させるといふことは、とてもできないと思つてゐるのですよ。国会法の第五十一條にもさういふ規定があり、私は今参議院規則の六十一條に基づいて文書をもつて公聴会開催を委員長の手元まで要求した。これは六十一條に従つてやつてゐることです。ぜひとも公聴会を一本開かれるように委員長において取り計らつていただきたいと思つてゐます。

○永末英一君 公聴会の問題は二つ、国会法五十一條によればあると思つてゐる

です。第一の点については、委員会の意思がまとまるならば、これは公聴会を開くということになると思います。第二項について、今木村委員からお話のごさじましたが、私は短い期間でございまして大蔵委員として参加をいたしました経験からいたしまして、所得税法あるいはまた法人税法といういわゆる歳入に關係のある法案が大蔵委員会にかかったときにも、その五十一条二項をそのまま適用して公聴会を開いたことはなかったように記憶いたしております。それはなぜかというならば、そういう歳入に關係のある租税法案であつても、予算委員会等で公聴会を開いておる。つまり、たゞし書きの言葉に引かかつて、「すでに公聴会を開いた案件と同一の内容のものについては、この限りでない。」ということとで、暗黙に委員会です承されて、いわゆる租税法案そのものについて絶えず大蔵委員会が公聴会を開くということをしなかつたのではないかと思つて、したがつて、通則法の問題については、第一項と第二項とに分けて、第一項の公聴会を開けという御要求は、平林さんからもあつたし、今伺いますと、須藤委員からもあつておるようでございますが、第二項について委員会がもう当然義務づけられておるかどうかということについては、私はいささか疑義があると思ひます。

○木村正三郎君 これは重要ですから、明らかにしておきたいと思つて、それは、衆議院ではどう処理したかという、税制調査会の会長の中山伊知郎氏を呼んで意見を聞いております。それで十分かどうかは知りませんが、一応中山氏はこの税制改正について答申されましたから、いろいろな意見の総合的によく承知をしてもらえる中山さんを参考人として意見を聴取することによつて、公聴会にかえたという。一応筋は通つてゐる。手続はそれで完備してゐると思つて、それから、予算委員会においてそういう重要な歳入法案について公聴があれば、それはダブつてやる必要はないと思つて、これは今度に限つて、予算委員会では歳入について、税法についての公聴がないのです。税法については、ですから、予算委員のみから五十一條の二項を今後活用しないような発言をすることは不識だと思つて、むしろ積極的に、このままでかりに開かなかつたならば、それは誤りで、私は、この点は今後はつきりさしてしまふと……折角目を正しくしなければいけないと思つて、

○永末英一君 ただいま私の見解について、見識足らずというような評価をされたようでございますが、私の考えでは、本委員会といたしまして、数回参考人を呼んで、税法に關していろいろ意見も聞いております。ただし、所得税法そのものについてやつたかどうかについては、今会期においては私はしかと承しておりませんけれども、所得税法そのものについては一般的な歳入の問題として予算委員会であつたので、特にこの委員会の議として所得税法改正案について参考人を呼べという意見がなかつたのではないかという工合に私は承しておるので、す。しかし、その他の法案——物品税法、入場税法等々については、本委員会が公聴を開いてびしゃつとやつた

いう工合に私は記憶いたしておりますので、どうも不見識なんと言われますと、だれの話かわかりませんが、私としては承いたしかねるわけです。

○木村正三郎君 参考人を呼んで聞くということは、公聴会と違ふのです。明らかに公聴会と違ひますから。それで、せっかく国会法で国会の権威を高めるために、国民の権利義務に關する重要な法案については、特に税法などそうです、特に公聴会を開かなければならないとせつかく規定してゐるのです。それを何ですか、みずから自分たちの権限を制限的に解釈するといふ仕方は、これは私はいかがかと思つて、(これから氣をつけましようよと呼ぶ者あり)これは、ここでは積極的にやはり解釈を明らかにしておく必要があると思つて、この機会にですね。

○青木一男君 木村委員の御意見ですが、重要であるかどうか、公聴会を開く必要があるかどうかといふことは、かつて委員会の私は決定に属すると思つて、この委員会がきめるべきで、ほかの人は、委員長といふのもだれもきめることはできない。委員会のみが決定すべき機関である。したがつて、それを決定されることは自由ですから、適當な手段をとられればよいと思ひます。

○佐野廣君 今後の問題はね、今後の問題として、確かに私は木村先生言われたことがいいと思ひます。

○荒木正三郎君 それは詰つてもらつてきめましよう。

○佐野廣君 それは、木村さん、今度の問題じゃない、一般論ですね。

○荒木正三郎君 委員長、ちよつとそれを詰つて下さい。この問題はあとの委員会でも取り扱ふ……

○佐野廣君 理事会でやればよいじゃないか。

○荒木正三郎君 昼の休憩時間中理事会を開いて、そこで協議するといふことに……それよりしようがないと思つて、

○佐野廣君 将来の問題として、ひとつ研究しましよう。

○委員長(棚橋小虎君) それでは、その問題については休憩のときに理事会を開いて協議することいたします。

○木村正三郎君 それは通則法も含めてですね。

○佐野廣君 含めてというよりは、一般的にこの問題でしょう。

○上林忠次君 将来の問題として十分協議する……

○委員長(棚橋小虎君) 大蔵大臣が出席されましたから、質疑のある方は、順次、御質疑をお願いします。

○木村正三郎君 じゃ、大蔵大臣に御質問いたします。

民の権利義務に關する税法のうちでも特に非常に重要な、初めての画期的な私は法律だと思つてゐる。そこで、税制調査会から答申が行なわれ、それから大蔵省がこの原案を作成する過程において、各方面でこれについてはいろいろな議論が行なわれ、批判もあり、それから反対もあるわけだ。で、税法学会や、あるいはまた労働組合、中小企業団体、そういう方面から反対の意見も表明されてきておるわけだ。そして、これが一たび国会に上程されますと、われわれのところには、電報やらはがきやら、いろいろな方面から反対の陳情がたくさん來てゐるわけだ。

そこで、大蔵大臣にお伺ひしたいのは、今の時点において通則法を制定され、そしてこれを実施しようとしておられますが、そのほんとうのねらい、目的は一体どこにあるのですか。まず、この点、お伺ひしておきます。

○國務大臣(水田三喜男君) ほんとうのねらいは、御承知のように、今税制が非常に複雑になつて、なかなかわかりにくいことになつておるから、これを簡潔にしてわかりやすくするたために、各税法の中から共通的な事項は抜き出して、そうしてもつぱら手続問題を中心に通則法を整備するということになります。今後、税制改正のときでも、税制の本法がそれぞれ直る程度であつて、今の複雑さからはこれは非常に解放されますので、そのほうが納税者にとつても非常にわかりやすく便宜であるといふこと、そのほか諸加算税の問題、こういうような問題もあつてそこでこれを改善するならば、納税者の権利、利益の擁護になる

ということをごさいますから、それがまあいさつでございまして、最初の税制調査会の案とはもう変わってしまつていて、このことだけ御了承願ひたいと思ひます。

○木村福八郎君 ただいま大蔵大臣の御説明によりますと、これは反対してゐる人は、この法案制定のほんとうの意味を知らないで反対してゐると、こゝろのお話がありましたが、われわれは反対してゐるんですが、われわれはほんとうの意味をわれわれとしては知つてゐるつもりなんですけれども、わかればわかるほど反対しなければならぬと思ひます。で、反対してゐて、まあ納得したという方は、まだほんとうの通則法制定のねらいです、精神、そういうものは知らないから納得してゐると思ひます。

で、私はここでやはり事態を明らかにしておかなければならぬと思ひますが、大蔵大臣は、これは税制調査会の答申をもとにして、その趣旨は尊重して作つた。しかし、第一次原案にはその答申に近いものを盛り込んだけれども、その後、いろいろな反対があつたので、いわゆる五項目といふので、かね、あれを削つたと。削つたから、そこでそういう問題になる点は削つたから心配がないのである、徴税強化をねらいとした法律ではないのだと、こゝろの御説明をされましたが、経過はそのとおりなんでございまして。

○國務大臣(水田三喜男君) 答申案が出ましたので、おそろく政府の原案といふものはその線に沿つたものであらうといふような予測から、いろいろな反対が起りました。政府には第一原案といふものは実際にはございませ

んで、この答申案を慎重に私どもが検討しました結果、今度御審議を願ふことになつた案が私どもの第一原案でございまして、その前にもう一つの原案といふものを私どもは最初から作つておりませんでした。ただ、答申案が出されましたので、その線に沿つて政府がやるだらうといふことを想像して、先づした反対が起つたことは事実でございまして。

○木村福八郎君 私承知してゐるところでは、その第一次原案といふものは、それはなかつたでしよう。しかし、第一次試案、第二次試案、第三次試案、そういうものは各方面にちゃんと知らされておるんですよ。そこで、非常な反対運動が起つて、最終案ではいわゆる五項目といふものを削るといふことになつたのが、私は実際の経過だと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) それは全くの誤解でございまして、そうじゃございせん。政府は最初から一次案、二次案、三次案といふようなものを作つたことはございせん。

○委員長(棚橋小虎君) 委員の異動について御報告いたします。
本日付をもつて委員林屋君、山本君、田中君が辞任され、その補欠として島島君、平島君、谷口君が委員に選任されました。

○木村福八郎君 それでは、当事者である大蔵大臣がその言われるのですから、それはわれわれとしても——われわれ当事者じゃありませんから、それでもそうじゃないといふのは、これは無理かと思ひますから、一応その点

は、じゃ承知いたします。
その次に伺ひたいのは、この答申案の趣旨、精神は尊重してこれは制定されたわけでございまして。その点について……その問題になる点は、いろいろまあ削除されたといひますが、答申案の基本的な精神です、この立法の精神、立場、そういうものを尊重されて立案されたものと思ひますが、その点いかがでしよう。

○國務大臣(水田三喜男君) そのとおりでございまして。

○木村福八郎君 そこで問題になりますのは、それじゃ答申案の根本の精神はどこにあるとお考えですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 答申案の精神は、やはりさつき申しましたように、税制を繁雑にしない、国民にわかりやすくするといふこと、国民の利益になるように、通則的な事項を、もつぱら手続規定を中心として構成された通則法を作るべしといふのが答申案の精神だと思ひます。

○木村福八郎君 私の理解してゐるところでは、そんな簡単なものではないように理解してゐるのでございまして。それは日本税法学会におきまして「国税通則法制定に関する意見書」といふものを出してあります。この意見書によりまして、「国税通則法を緊急に制定する必要はない。学説、判例の発展を待ち、機熟してから、むしろ租税基本法を制定すべきである。」こゝろの意見を述べて、その理由として、この国税通則法は税制調査会の答申に基づいて立案された、しかし税制調査会の答申はドイツ法の条文を参考にして答申が作成された、といふことになつてゐます。いわゆるナチスの租税適

用法です。このナチスの租税適用法は一九三四年に制定されてゐる。御承知のように、ナチスのファッショ体制に税制を適用させる、そういう法律なんです。非常にファッショ的な法律であると思ひます。そういうわけがナチスの租税適用法を参照して、それに基づいて制定されたといふわけですね。そうすると、その精神がどこにあるかといふことは、こゝろの点からわかってくると思ひます。ナチスの租税適用法は、憲法に規定された法規を輕視して、税法が憲法に規定された規定よりも優先する、こゝろの精神になるのです。それがたとへば訴訟前置主義を残しておくといふ点なんかも、やはりそういうふうな理解されるのであります。この税法学会で言つてゐるように、「スイス連邦では、一九四七年六月二十三日連邦税基本法ブルーメンシュタイン草案が作成され、十四年経た今日に至るも未だ審議中で立法化されてゐない。」こゝろのふりについてゐるわけですね。なぜ、ドイツ法の条文を参考にして答申されたこゝろの答申案の精神を尊重して、そして作られた国税通則法が、單なる手続を規定した法律ではなくて、そこに徴税強化の精神を盛つたところの法律ではないと言へましようか。根本はやはりその精神は徴税強化にあると思ひます。その証拠には政府は五項目を削りました。あの五項目は削りましたけれども、あの精神は五項目に表れてゐるんです。あれは象徴的なものなんです。かりに五項目を削つても、根本の徴税強化の精神といふものは、これは私は決してなくなつてゐないと思ひます。それは具体的に検討していけ

ば、そうなります。現在すでに通達行政を通じて非常に徴税は強化されているわけです。ですから、私は、大蔵大臣は徴税強化を目的とした法案ではない、こう言いますが、これは税金を取る権力者の立場に立つて規定された法律でありまして、納税者を保護するという立場に立つて制定された法律じゃありません。あくまでも、いかにして税金を取りやすくするかという立場から制定されているのです。そういう意味では、徴税強化と言っているのであります。そういう意味の徴税強化の根本の精神から制定された法律であると思うのですが、この点は大蔵大臣はどうお考えになっているのですか。

○国務大臣(水田三喜男) 税制調査会の答申の中にどういふねらいがあるかという点のことの御批判がありましようとも、私どもとしては、あの中にああいうものを全部取ってしまつて、今回はそれには触れない。そして調査会の精神である、やはりさつき申しましたような納税者の利益というものに着目した一連の今度のような改正案というものは、別に徴税強化を目的としたというふうな個所もございませぬし、衆議院においても、これは逐条審議でいろいろ論議していただいたのですが、結論としては、いろいろのことがあろうとも、この程度の通則法においてはさう大きな問題はないというところまで御審議を願っているものでございまして、実際は、この法案の中にどういふ部分がさういふことになつてゐるかというのが問題だと思ひます。私どもは最初から、徴税を強化する、こういふようなことは一切目的

として作つたものでないことだけは、これは明瞭でございします。

○木村義八郎君 それじゃ、あとで具体的に各条文について、徴税強化を目的とした法律であるかないか、具体的に質問して参りますが、その前に、総合的な質問がございしますから、その点について御質問します。大蔵大臣は、この法律案が租税法定主義の精神に反しているとお考えになりませんでしたか。

○国務大臣(水田三喜男) 別に反しているところはないと思ひます。

○木村義八郎君 租税法定主義といふものはどういふものであるか、大蔵大臣の御見解を伺ひたい。

○国務大臣(水田三喜男) よく刑法で罪刑法定主義が犯人のマグナカルタだと言われております。それを同じこととて、税法といふものは、納税者にとつてのマグナカルタでございまして、かつてに国がいろいろ徴税を強化をしたりなんかしないといふために、この税法ができてゐるので、この部分はこうする、この部分はこうするといふことが、納税者に対する国の権力の限度をはつきりと明示しておるといふことでございします。さういふ意味において納税者にとつては税法といふものは非常に大切である、この範囲内において国の権限もきめられるといふことだろうと思ひます。

○木村義八郎君 大蔵大臣の御答弁のとおりだと思ひます。憲法では三十条及び八十四条でこの租税法主義を、あるいは法定主義といひますか、規定してあります。「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と三十条で規定してあります。八十

四条では「あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」これは法律で定めればどんな税金を取つてもいいということではなく、大蔵大臣が今言われましたように、これは租税は徴収する側の法律であると同時に、徴税者のほうの徴税の限界といふものをそこで定めて、さうして納税者を保護するといふ規定だと思ひわけです。それは大蔵大臣が言われたとおりだと思ひます。フランス革命の人権宣言にありますように、代表なくして課税なしといふあの精神だと思ひます。ですから、表面から見ると、法律で定めればどんな税金でも取つていいように思われまふけれども、しかし、さういふ租税法定主義が出てきた歴史的経緯を見ますと、今大蔵大臣が御答弁なさつたように、やはり納税者の保護といふことが——これは納税者側から非常に強い要求が起つて、さういふ租税法定主義といふものが出来たと、さう思ひます。

それならば、国税通則法の第一条で目的をうたつておられますが、そこで納税者の保護を規定したような条項が一つも見当たらない。これは、これまで通達行政といふものを、非常に税法よりこわいと言われて、民間では非常に通達といふものを考えますと、通達行政を合理化するやうな規定のようになつておられるのを見て、今この通達行政の実態から見ますと、さうして今の通達行政、税法以上に権威があるといわれている、それを何か合理化するやうな規定のようになつておられるのです。今の通達行政から納税者を保護するといふやうな規定は、この第一

条からは少しも見られないのであります。その点はどうお考えですか。逐条的な審議はあとでわが党の他の委員からお願ひしますが、これは、この法律は徴税強化を根本のねらいとしてゐるのではないか、さういふ点に関連してお伺ひしておるわけです。

○政府委員(村山道雄君) この法律は、現行の通達とは何の関係もない法律でございします。通達に触れるところは何もございませぬ。法律面で納税者の手続上の権利義務を明らかにすると同時に、納税者の利益をもうける点ではかつておられます点につきまして、さきのうお話し申し上げたとおりでございします。通達につきましては、これは御案内のように、法律は相当詳細には書いてございしますが、いろいろな疑義がございします。行政を担当するところ、行政庁としてはその解釈はさう考へておるといふこまかい問題について見解を統一いたしまして、同時に、納税者にそれぞれの解釈規定をすべて発表してゐるわけでありまふ。

したがいまして、通達もよく考へてみますと、法律あるいは政令等で、なほいろいろな原簿計算の問題その他でこまかい問題がどうしても残るわけでございます。それらについての法の趣旨を行政庁における解釈として統一的に定め、これを同時に納税者にすべて公表してゐる、さういふ性質のものでございします。したがいまして、この通則法と通達で定めるといふことは何の関係もないこととございします。

○平林剛君 ちょっと私関連をしてお尋ねしますが、先ほど大臣は、国税通則法を作つた目的につきまして、木村

委員の質問に答えて、この法律は複雑難解な現行の租税体系を納税者に理解しやすきようにしたといふことと、また、各税法を通ずる基本的法律関係を明らかにしながらこれを簡素化した、さうして納税者の利便をはかる立場から改善合理化したといふお答えがあつたのであります。私は逆にお尋ねいたします。それならば、この国税通則法の中には、あるいは従来税法の中において、法律が国民のためのものでなく政府のためであるといふやうな個所がないかどうか。あるいはさういふ非民主的あるいは権力主義的な考え方、税務行政の独裁化を法的に承認するものはこれを保障するやうな個所はないかと。これを私、逆から大蔵大臣に説明をお願いしたいと思ひます。いかがでしょう。

○国務大臣(水田三喜男) 私は、国税通則法によつて納税者側に不利ないろいろのものが新たに加つたといふふうには、全然考へておりませぬ。

○平林剛君 たとえばですね。国税通則法の第十一条には相続人に対する書類の送達の特例が掲げられております。これによりまして「相続人があつた場合には、相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、国税に關する法律の規定に基づいて税務署長又は税関長が発する書類……で被相続人の国税に關するものを受領する代表者をその相続人のうちから指定することが出来る。」と書かれてゐるのであります。私は、この規定はきつめて税務署が権力主義的に、相続人に關するいろいろな関係法があるにもかかわらず、税務署長が何人かある相続人の中でお

前は相続人だというような指定をする権限を与えているように思うのであります。まことに税務署長の権限が強くなつてしまつて、相続人さえも勝手にお前が相続人だときめることができるようになってしまつてゐる。その第十一條四項にはこれらの「法律に基づく処分」で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合には、当該国税につきすべての相続人に對してされたものとみなす。こゝういふふりにきつめて独断的に書いてあるのです。こゝういふやうな例は、あなた私の指摘に對してさういふことはな

いと言われますが、具体的な例として第十一條を私はあげることができると思ひます。これに對する御見解はいかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 十一條の今の問題については、主税局長から御説明いたします。

○政府委員(村山通雄君) すでに御説明しましたように、国税通則法は各税に共通な規定をここに取りますとしまして、その際各事項ごとに検討いたしまして、この際結論の出たもので改善する必要があるものについては改善してゐるわけでございます。しかも、その改善の方向は主として、納税者の利益を擁護するために遺憾の点はないかと、こゝういふ点で考へてゐるわけでございます。で、ただいまおあげになりました第十一條でございますが、これは現行の国税徴収法の二十八條をそのまま持つてきておるわけでございます。これについていろいろな角度の御批判はあると思ひます。われわれはこれは相互の利益のために設けられたと考へておるわけでございますが、現行法

のまゝ、これは通則的なものとして移行してゐるわけでございますので、徴税強化という点は当たらないと思ひます。

○平林剛君 私は、権力行政的なものがこの国税通則法に含まれてゐないかどうかという形でお尋ねしたのであります。

あなたはそれを徴税強化かどうかにかたがたけれども、私は、先ほど指摘しましたように、税法というものが国民のためのものであつてもらいたい、それが政府のためのものであつては困る、さういふものが入つていないといふお話があつたので、具体的に指摘をしたわけでありまして、従来の税法がそのまま引き込まれたといひました。でも、やはりこの際は、こゝういふ問題について通則法をきめたわけですから、明らかにするといふならば、自慢をして、この法律は決してさういふものでないといふことが言へましようが、こゝういふ例がもう一つ、通則法の第七十六條の第二項に、「国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がした処分は、それぞれその処分をした職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がした処分とみなして、前項の規定を適用する。」これは異議申し立てに對する規定の中でありまして、考へ方としては、おれの命令は天皇の命令であるといふ昔の軍隊と同じように、国税庁の職員がした処分もそれぞれの長がした処分とみなすといふ一つの通則的な原則をこの規定の中に織り込んであるわけでありまして、私は、現在の国税庁の行政を見ておると、かなりいろいろな方面において不満があり、またそのやり方について官僚的だといふ批判もあり、その徴税の仕方におきま

しても、大きな意味で国税の課税の公平その他がそこなわれておるといふ具體的な指摘を聞くわけでありまして、ところが、今回の通則法の中にはこのよ

うな基本的な考へ方が織り込まれておる。私は、もしさうだとするならば、少なくとも現在の税務行政を行なう権利といふものが、権力乱用であつてはならぬから、乱用を防止するための規定を、通則法とするならば、入れるべきでないかと思ひます。入るべきが、今度の国税通則法にはさういふ基本的な考へ方は盛り込まれておらない。これはやはり政府が提案した国税通則法の中には、お上の都合のいいやうなやり方を中心にして盛られておると判断しなければならぬ。また一つの例示だと思ひます。なぜ税務行政の乱用防止について何らかの措置をこの中に入れようと考へられなかつたか。その点はいかがですか。

○政府委員(村山通雄君) 非常に法律技術的なことにも関連いたしますので、私からお答え申し上げます。さつきの相続人の問題、これは実体の問題でございますが、実際問題としてしまして、これは相続権のある者はすべて、現在その家にいる者だけではございません、すべての子供について相続権があるのですから、嫁に行つた娘さん、それらにもすべてあるわけでございます。さういふことでございまして、相続税の問題につきましましては、大勢の者が納税義務者になる場合が非常に多いわけでございます。したが

先に娘さんまで納税で悩まされるということはいへんであらうということでございます。そこで、向このほうで代表者を定めることもできるし、また税務署長のほうで代表者を定めることもできると、こゝ書いてあるものであります。必ず一人に指定するとは書いておるわけではございません。それぞれ適當の場合に応じてその規定を適用して参るのであります。

それから、先ほど申されました第七十六條第二項は、これは逆でございまして、今度はいふゆる不服審査の対象に事実行為が入つております。従来でございまして、賦課徴収に關する法律処分がその不服の対象になつてゐるわけでございます。今度は、その点は納税者の利益といふことを考へまして、法律行為のみならず、事実行為も全部その問題に關することにしたわけでございます。その場合に、事実行為でございまして、税務職員がした行為、これもまた問題になるわけでございます。それを一々これは税務署長の責任においてやつてゐるわけでございます。その指揮命令下においてなしてゐるわけでございますので、もしそれがいかぬといふことであれば、これは税務署長の責任として争うべき問題であるといふことでございまして、決してこれが税務職員がしたものは署長のやつたものと思へないやうな思ひ上がったものではございませんので、不服の対象を拾ひ出して、その關係から出て参つておるわけでございます。權利の乱用につきましましては、乱用してはいかぬことは當然でございます。あえて規定を書くまでもないことと

先にも娘さんまで納税で悩まされるということはいへんであらうということとでございます。そこで、向このほうで代表者を定めることもできるし、また税務署長のほうで代表者を定めることもできると、こゝ書いてあるものであります。必ず一人に指定するとは書いておるわけではございません。それぞれ適當の場合に応じてその規定を適用して参るのであります。

○平林剛君 あえて法律的措施をするまでもないと言われるけれども、やはりそれを今度の通則法の中に明確にすべきでなかつたかといふことなんです。あなたはさういふ考へでおつても、実際の税務行政の中において、しばしば指摘されるやうな事件に遭遇してゐる多数国民がゐるわけなんです。私はその現状から見て、こゝういふ通則法を、もし国民のためと、こゝう言われるならば、それを立法的措置を講ずべきでなかつたかといふことです。だから、必ずしもこの税法は、国民の利便のためのものだけではないのじゃないか。

特に今第十一條についてお答えがありましたけれども、民法の八十七條、そのほか戸籍法やその他のいろいろ調べてみたんでございまして、それと比べてみれば、だれを相続人にするかについては、その法律によつてやればよいので、それを税務署長が指定することができるといふやうな書き方になつてゐる。もしこれを補つたとすれば、税務署長がそれぞれの法律に基づいてやるということがあるならばこれは話は別ですが、さういふことも書いてないで、いきなりこれが出てくる。こゝういふところ、政府、税務署中心の考へ方があるのではないかと同時に、また第二十三條の更正の請求の点についても、その点が表れてきておる。国民が納税の申告をし、その税額がきまつていくときに、更正の請求を行なう、そのときの規定が第二十三條の第二項において掲げられております。第二項には、「前項の規定による更正の請求……をしよとする者は、同項の申告に係る課税標準等又は税額等、更正後の課

税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならぬ。」と掲げられておるわけでありませう。私はこれは一見あたりまえのように考えられると思うのであります。しかし、納税者である国民に対しては、きわめて、理由、事情、その他参考になるべき事項を記載した更正請求書を出さなければならぬと規定している反面、第二十八条にはどう書いてあるか。第二十八条の「更正又は決定の手續」の中には、税務署のほうには、この更正通知書を送達するときは、ただその更正前の課税標準等及び税額等、あるいは金額、それだけをやらねばいというように書いてありませう。国民のほうには、理由や事情やこまかい書類を出さなければいけないものを、税務署がやるときには、ただ税額等、あるいは金額を通知すればいいんだ。まあどうしてそういうふうになったかという筆証責任といいますが、証拠をあげるという、そういうことが何ら感じないような法律案になっておる。これも税務署の言うことは間違いないのだ、お前らわからないうちに、事情や理由やその他のものを持ってこなければならぬ、こういうふうになり、非常に官僚的善的な書き方になっておる。これはどういうことですか。

○政府委員(村山達雄君) 最初の権利乱用の問題でございますが、税法は一々その規定におきまして、どういふ場合にどうするといふ要件をすべて書いてございませう。たとえば、納税義務に關する問題はもちろんでございませうけれども、その他質問検査権につきましても、必要があるときはというふうに限定してございませう。必要がなければもろんできないわけでございます。そういうふうにするにすべて要件を限定してございませう。あえて権利乱用の規定を設けるまでもない、当然のことでございますので書いてないというところでございませう。これは從來から同様でございます。

先ほど相続人の話がございました。何人が相続人であるというところは、もちろん実体法でございませう。その場合の手續関係だけを書いてあるわけでございます。手續関係も、双方の便宜を考えまして、先ほど言ったような理由から設けられておるわけでございませう。

なお、更正の請求の書き方と決定の書き方についてどうかというお話でございますが、更正の請求は、御案内のように、当初本人が申告されるものを直すというところでございませう。本来、この更正の請求と申しますのは、これは申告納税が軌道に乗りますればおそろく要らない規定だと思ひます。その申告期限をきめておられますから、そのときまでに正しい申告をしておらうというところでございませう。たゞ、日本の場合は、まだ申告納税制度が完全に軌道に乗っていない、過渡期だ、こう考えまして、一べん申告したものを自発的に自分の申告は間違っているのだというて直す道を開いたと申すのであります。したがって、本人が申告したものをどが間違っているかということがわかることは、政府が調査するまでの間はもっぱら納税者にしかわからないわけでございます。

す。その場合、更正の請求をしたときに、さらにその更正の請求にかかる内容が争いになって、調査を要するとかということになりませうと、お互いに非常に不便なわけでございます。本人が本来の申告と、収入が幾らで、何が幾ら、経費は幾らというところはわかっておるわけでありませう。それで間違つたというところでございませうから、それならばどが違つたのですか、収入ですか、支出ですか、収入の違つた点ならそれを聞いておく必要がある。ここはいていねいにやつたほうがあつてよくいくわけでございます。そのために書面上で話がつくものを、わざわざ現場に臨んで帳簿を引っくり返したりなんかする必要はないというところでございませう。

一方、更正決定の場合の理由につきましては、青色につきましても、これは帳簿がございませう。したがって、その帳簿に基づいて所得計算が間違つておるというところでございませうから、したがって理由を書くわけでございますが、白色につきましても、必ずしも帳簿はないわけでございます。そのみならず、あつても非常に下備で、青色申告ができない程度の帳簿がございませう。したがって、その帳簿に照らし合せて、どがどう間違つておるかというところを、一般的には言えない場合が多いわけでございます。そういう意味で、特にどが間違つておるかというところを法制上強制しなかつた、こういう事情でございませう。

○平林剛君 もう一つ、私はあなたの答へについて、一つ一つ議論があるけれども、大綱的にこの税法は決して国民のためばかりではないということをは

指摘しておるわけですか。またあとで……。関連質問ですから、私は大綱的なことだけを指摘しておいて、あとで議論をしていきたいと考えております。

八十八条を見てございませう。八十八条は、訴訟に關する規定の中で証拠提出の順序が掲げられております。この八十八条によりますと、こう書いてある。「国税に關する法律に基づく処分に係る行政事件訴訟法第三条第一項(抗告訴訟)に規定する抗告訴訟においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めたときは、その訴えを提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとす。」私は、税法の中に訴訟手續の規定が必要であるからとして政府は提案をしたのでありませうけれども、本来裁判長の権限に属すべきことを国税通則法の中にきめるというところは、越権だと思ひます。これがやはり国民のためのあれでなくて、税務署がいろいろな行政をやるのに都合のいいような考へ方で立法化されておるという一つの例だと思ひます。裁判長が決定すべきことだと思ひます。したがって、その訴えを提起した者がまず証拠の申出をしなさいというところは、裁判長が決すべきことだと思ひます。それが決すべきことだと思ひます。それは、与党議員全般も、これを認めさしてしまつて、そうして行政がやりやすいような形の法律案に法的に認めさせようとする考へ方が含まれておるものではないか。私は、八十八条も、先ほど

指摘したように、税務署の権力的な行政を強化するための措置として、そういう性格が含まれておるものとみなさざるを得ないのですけれども、これについて大蔵大臣、御見解いかがですか。

○政府委員(村山達雄君) 今お読みになつたところをよく見ますと、「裁判所が……行政機関の長の主張を合理的と認めたときは、その訴えを提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとす。」ということでございます。この八十八条の問題はもろん裁判所の判断にかゝる問題でございませう。したがって、これは別に纏束しているわけでもなんでもございませう。これは現行所得税法五十二条、法人税法三十八条、相続税法四十八条、国税徴収法百七十条にいずれも同様の条文があるわけでございませう。これは当初シャウプ税制のときに、シャウプの主張は、およそ行政処分は一般的に有効であり適法と推定されるのだから、のみならず国税の納税者を相手にしてその財布の中に幾らあるかというふうな書類のものを一々でかきとるのだから、まず筆証責任を納税者に持たせるのが筋である、こういう話で、その種の改正をすべきであるというところでございませう。しかし、その問題は日本の訴訟の現実の問題に照らして考えてみますと、筆証責任の配分の問題でございませう。これはなかなかさういふことがない事情でございませう。現在でも、筆証責任はどにあるべきかという問題はいろいろ議論されるところでございませう。したがって、これは規定ができないということ

になります。証拠申し出の順序、しかもそれを裁判所の判断にかかるといふ、裁判所の問題であるというふうに出についてここに書いてあるという順序にすることはできないという規定にいたしましたわけでございます。

○平林剛君 何もそんなことを国税通則法の中に盛り込む必要はないのじゃないですか。それは裁判所の判断によるべきものでしょう。そういうような法律が、私は今閣下質問として幾つか指摘したにすぎませんけれども、大蔵大臣、どうですか、あなたは、この国税通則法は複雑難解な現行の租税法体系を納税者が理解しやすいように各税法を通過する基本的法律関係を明らかにしながらこれを簡素化し、納税者の利便をはかる立場から改善合理化した、このお話しになりましたけれども、ただいま指摘をした各条項の例を見ても、必ずしもそうじゃないのですが、かえって先ほど私が指摘をいたしましたように、これは非民主的のままで言えるかどうかわかりませんけれども、少なくとも権力主義に立脚しようとする考え方が含まれているし、税務行政の独裁化というか税務署がやりやすいように、あるときは裁判所の権限を侵して、あるときは民法や相続税法に規定しているその問題を横取りし、そしてそれを法律化してこの権力的なものをやりやすいようにさせようとする法律がこれではないだろうか。そうして一方においては、租税行政の乱用あるいは行き過ぎ、そういう現在の国民の相当多数が抱いておる危惧、心配、そういうものに対しては何ら保障を与えない。税務行政の乱用防止については

どうするといふ基本的なものをこの法律にまず掲げられるなら真の国民のための法律、こういうことが言えるかもしれないけれども、それについては何ら触れていない。こういうことであれば、先ほど木村委員にお答えになったような考え方を少し違ひやしませんか。もう少しあなた、ひとつこの法律の趣旨といふものを検討し直す必要がありやしませんか。これは大蔵大臣、答えて下さい。

○国務大臣(水田三喜男君) 各税法の中に重複規定されているもの、共通しておるものを抜き出して、通則法にあげたといふことで、これによって真に納税者の不利益になるような問題が提起されているという問題ではございませんので、今後税法をどう変えるかというところが問題でございまして、通則法を作ることによって徴税がかなり強化される方向にいくとか、権力的にさらに強化されたのだというふうな問題は、今回の場合にはもう一切ないと思ひます。

〔委員長退席、理事上林忠次君着席〕

○須藤五郎君 今、権力の問題がちょっと出ていますが、私の点について質問したいのですが、僕は国税通則法に大きな権力的なにおいがぶんぶんとしていふところなんです。最も権力的な問題は第十六条にはつきり現われておると思う。そこで、「国税についての納付すべき税額の確定の方式」について少し質問したいと思ひます。

第十六条の規定による第一項第一号では、「申告納税方式」については、「納付すべき税額が納税者の申告により確定することを原則とし、その申告

がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていかなかった場合その他当該税額が税務署の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分によつて確定する方式をいう」と、こういうふうに規定しておるわけなんです。ここに大きな私権は権力的なおおいがすると思ひます。この申告納税方式の規定は、前段では「納税者の申告により確定することを原則とし」と言ひながら、後段で「税務署長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定する」と、こう言つておるわけなんです。これは要するに、納税者の申告だけでは税額はきまらない、つまり納税者の申告と税務署長の調査が異なるときは、税務署長の調査したところによつて税額が確定するといふことであらう。したがつて、納税者の申告は、お上り最終的に税額を確定するための調査資料にすぎないことになる。このような課税方式を賦課課税方式といふわけなんです。したがつて、第十六条の第一項第一号の「申告納税方式」の内容は、賦課課税方式のことを述べておるは、私は思ひます。第十六条には、本来民主的納税制度であるべき申告納税方式の規定はないことになっておりまして、また、同条同項同号は「その申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていかなかった場合……税務署長の処分により確定する」とあるが、このようないふことは税務署長の計算が常に正しいといふ前提があつて初めて言えることだと思ひます。こんなことは絶対にあり得ないことだと考えるわけなんです。このように主権者たる納税者が多大の手間をかけて申告した課税

標準並びに税額が、税務署の一方的な処分により変更できるということについては、封建時代における悪代官が民百姓の年貢米をきめたやり方と全く同じだと私は考えます。この規定の中に主権在民の現行憲法の精神に基づく租税法主義といふ民主主義が、一かけらでもあるかどうか。第十六条第一項第一号の規定について明確な答弁をまず求めたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) この税額の確定、従来は、この税額は、納税義務が成立して、それからある確定がありまして、確定した税金について初めて納付の問題が起きるといふことが、これは解釈上はそう考えられておつたわけでございますが、これを法律上明らかにしたわけでございます。それで、つまり確定の前には納付の問題は起きませんといふことを単に書いてあるわけでございます。それと同時に、具体的に確定するのはどういう手続によつて、どの部分の税額が確定するのかというところでございまして、その税額は最終的に正しいかどうかという問題は全然別途の問題でございまして、

それであるといふと、申告納税方式と申しますのは、まず本人が申告して、その申告したもののについて、申告にかかる税額については、その申告によつて確定する。

〔理事上林忠治君退席、委員長着席〕

それは期限内申告についてもそうであるし、期限後申告についてもそうであるし、あるいはそれを修正した場合の修正申告についてもそうであります。それはすべて本人のところでございます。ただ、もとより、その本人の申告した

税額がそのまゝのみにされない場合もございまして。これが計算間違いがあれば、それを直す必要がございまして。それから調査したところの所得並びに税額と違つておれば、これはあとで訂正する必要があるわけでございます。訂正すれば、その訂正した限度においてその具体的納税義務が変わつてきますといふことをうたつておるにすぎないわけでございます。それで、変われば変わったところで今後の納付の問題が生ずるのだといふことでございます。

この章を見ますと、「納税義務の確定」と書いてございまして、これは一般に申告納税方式と賦課課税方式の定義が書いてあるわけでございます。各税法で本人が税額を申告すべきものという定めがありまして、それは申告納税方式といふことでございまして、申告納税方式の確定は、さきに申しましたように、ここに書いてありますように、本人の申告した限りにおいては、その限度においては申告によつて確定いたします。自後のものは、それは税務署の処分によつてその部分について確定いたします。こう書いてあります。その具体的な手続は申告に關しては十七条、十八条、十九条で書いてございまして、それぞれ「期限内申告」、「期限後申告」、「修正申告」と、こう出ておりまして、それらの効力が二十条に出ておるわけでございます。

それは申告した限度において確定いたします。それから、この十六条の税額が間違つておる場合、処分によつて確定するものにつきましては、その次から書いてありまして、第二款の「更正の請

「求」以下のところから始まるわけでございます。一ぺん申告しておつても更正の請求はできません。更正請求を受け、その次が第三款で更正いたします。減額いたしますれば、その限度において減ります。逆に、政府が調べても税務署への申告が間違つておると見れば、それは増額決定いたしますというものが、以下ずっと書いてあるわけでございます。それで、最後に再更正もできますと書いて、最後に二十九条に更正効果を書いてありまして、更正いたしますと、その増額した部分だけが更正によつて具体的な納税義務となります。こう言っているわけでございます。それで、それぞれ確定した納付の時期は、納付はいつから納付義務が生ずるかというところには必ず確定がなければならぬと、こういふことで、その間を単に明確にしているにすぎぬわけでございます。

もとより、この税額が何で定まるのだと、抽象的にですと、正しい税金は何で定まるのだといへば、法律の定めるところでございまして、税額を算出するまでの課税要件、それによつて定まるわけでございます。その法律で定められた課税要件を、それぞれが、本人、納税者がそれを読んで申告される。税務署はともその課税要件と違つて、申告したところと違つて、違つて、あるいは減額しあるいは増額するわけでございます。減額も増額も両方あり得るわけでございます。しかし、その納付という問題に関する限り、これは具体的にきまらなければいけませんから、それが間違つていとか間違つていないとかという問題

じゃなくて、まず、きまつたものについて納める義務がございまして、もし間違つていふというなら、その救済手続は別個に定めていふこととございまして、これは別に、これによつて納税者の権利がどうされるところとございれるという話ではございせん。納付の前段階として税額が確定する必要がある。で、どの部分が確定するかというところを書いてあるわけでございます。

○須藤五郎君 全く詭弁にすぎないと思ふのです。それじゃ、そういう精神なら、この後段ただし書きのあとに、僕は削除すべきだと思ふのです。申告して——申告はとにかく、受け取ることは受け取るけれども、申告の内容は信用しないんだ、最後の決定は税務署長の判断においてやるんだということじゃ、申告というものの意味がなくなるじゃありませんか。いろいろの理屈をつけて詭弁を弄しても、ここが僕は今度のこの国税通則法の一番大きな問題だと思つてゐるのです。いわゆるヒットラーが戦争準備資金をかせぐために、いやおうなしにドイツ国民から税金を取り立てたのと同じように、こういうことは僕は非常に非民主的だと思ふのです。もし、あなたがそういうふうな精神なら、民主的な精神を持つておるなら、この条項は削除すべきだと私は思ふのです。

次に、以上私が述べたように、第十六条第一項第一号における申告納税方式の規定が、戦後、民主化と称して膨大な納税者を能率的に捕提するための賦課課税方式たる実態は、現行税務行政の実態及び以下述べる一連の手続規定を見れば、明らかに思ふのであります。まず、十九条の「修正申告」の規定と第二十三条の「更正の請求」に関する規定とに關連して申し上げます。要件事実を誤つて当初の申告がなされた場合において、増額する場合には、修正申告で期限に制限なくいつでも受け付けて、この修正申告により税額が確定します。一方、当初申告が誤つてなされたことがわかり、これを減額したいときには、期限は一月以内をせねばならず、詳細にその事情と資料を添付しなければならぬ、こういうことになってゐます。しかも、これはあくまで申請であつて、税務署長の調査の結果を待たなければ確定しないのであります。この第十九条「修正申告」及び第二十三条「更正の請求」を見れば、要するに、同じ間違ひでも税金をふやすほうは無制限であり、減らすほうは徹底的に制限してあるわけなんです。このことは第二十四条から第二十七条に至る一連の更正決定の規定と、第七十六条の「異議申立て」規定との關連についても同じことが言えると思ひます。税務署長が更正決定をするのは、除斥期間内はいつでも何回でもできるんです。異議申立ては一月以内といふことになってゐるのです。これら一連の規定は、ただ少しも税金がふえればよいという考えから来ていると私は思ひます。申告内容の変更といふことは、更正処分もそのうちに含まれるが、納税者と税務官庁との關係は、民主主義のあり方からすれば上下關係ではなく、少なくとも對等關係でなければならぬと思ふのです。大臣、よく聞いておいて下さい。——この立場に立つと、増額する場合は修正申告すればよいが、要件事実を誤つて申告したことにより減額する場合には政府の許可が必要のこととおかしいと思ひます。また、この立場に立てば、更正請求の期間はいくらにも短過ぎる。増額する場合は五年、減額の場合は一月では、権力的色彩があまりにも強過ぎると私は考へるのです。民主主義の常識からいって、あまりにも片手落ちだと思ひますが、これに対する政府の答弁を求めます。大臣から答弁して下さい、政治的な答弁です。大臣、主税局長から……

○政府委員(利山達雄君) これは、本来からいいますと、申告納税はその期限が定められてゐるもので、そこで切ればいいわけなんです。で、二つのことを設けておきますのは、元來、納税者の利益を考へておるのであります。更正の請求、これはいつまでも期限が確定しないといふことが悪いので、一月と一月といふことで、これは経過的な問題でございまして、他方、修正申告のほうを期限を設けなかつたといふことは、もつぱら納税者の利益のためでございまして、あとのほうを見ますとおわかりになります。加算税については過少申告加算税は、五%あとで増額するとかかるわけなんです。ほうつておきますと、それは更正決定になるわけでございます。それは更正決定になるわけでございます。た、修正申告をなさる場合には、初めから善意で、おれは間違つておつた、こうされた場合には、それは今の加算税の免除の規定を設けておりまして、したがって、これは長ければ長いほど納税者に利益だ、こういうことを言つております。

○須藤五郎君 全くごまかしです、それは、ほんとうに人民の利益を守るという立場に立つたならば、もっと別な考へ方がなくちゃならぬと思ふのです。あなたたちの考へ方は、國民のふところから金を取るに過ぎないのか考へていないのです。だから、自分たちの都合のいい非民主的なことしか考へていない。それが今度の税法にはつきりと現れてきてゐる。

そこで、次にもう一点質問します。第二十八条「更生又は決定の手続」、第八十四条異議申立てと更生決定の効力、第八十七条訴訟前置主義の規定の關連について質問したいと思ふのです。第二十八条においては、更生決定をするに理由付記の強制規定があります。また第八十四条では、異議申立てしても、更正決定による税額については何ら効力を及ぼさず、滞納処分差しつかへなしとしてゐるのです。このようない連の規定で保障されているからこそ、せっかく手間をかけた納税者の申告を無視して、税務署がほしのままに更生決定を大量に行なうのであります。また、要件事実についても、納税者と税務署の見解の差異について、税務署の一方的な見解によつて不当なる更生決定がどしどし行なわれてゐるのであります。これら規定こそが、国税庁長官の解釈にすぎない通達による一方的、恣意的税務行政が、また第八十七条において、税務關係だけが行政不服審査法の制定にもかかわらず訴訟前置主義をとらざるを得ない根本原因となつてゐるのであります。

す。以上のごとく憲法の精神に合わせ
て納税者の申告が尊重されるとすれ
ば、第十六条第一項第一号は納税者の
申告により税額が確定することを原則
とする、だからこそ税務署長の一方的
な処分のみでは税額がきまらないとす
べきであると考えます。税務署の申告
を変更するには納税者の合意が必要で
あることが、申告納税制度の本来の姿
であります。政府は常々民主主義云々
を口にしてはいるが、そうならば、せめ
てアメリカで行なわれている申告納税
制度のやり方ぐらひはまねていいので
はないかと私は考えるのです。

「国税通則法の制定に関する答申及
びその説明」三十一ページには次のよ
うに書かれてゐるのです。私は参考ま
でに簡単に読んでみたいと思つたので
す。これはアメリカの申告制度です。
「1. 租税の賦課は、原則として、申告
書提出期限又は申告書が提出された時
後三年以内にしなければならない。」
「ここにいう賦課とは、税額を賦課台
帳に登録することを意味し、原則とし
て、これなくしては徴収を行なうこと
ができない。納税者の申告が適正であ
れば、その税額が直ちに賦課台帳に登
載されるが、申告税額が納税者の真実
の所得を反映していないと認められた
ときは、その不足額について通知が行
なわれ、この通知に係る税額について
納税者が合意を与え、権利放棄書に署
名したときに、はじめてその税額が賦
課台帳に登録される。納税者が上記の
通知に係る税額に不服を唱へたとき
は、納付不足額告知書が納税者あてに
発付される。この書面の発付後納税者
が争訟を提起しないで九十日が経過す
るか、又は争訟の提起があつてその判

決により税額が最終的に確定するまで
は、同じく賦課台帳への登録が行なわ
れない仕組みである。このようふり
になつております。また、四十六ペー
ジにはこうなつてゐるのです。これらの
連邦税については、課税標準及び税額
の申告がされ、その申告により納税義
務が確定する。ただし、正当な申告が
期限内にされない場合の処理は、次の
ようである。(1) 所定の申告書提出
しないが申告書作成に必要な一切の資
料を開示することに同意した者につい
ては、税務官庁において申告書を作成
し、それに本人の署名を求めて正規の
申告書として受理することができる。」
もう一点、(4) 申告書に記載された税
額が課されるべき税額に不足すると認
められるときにおいて、納税者との間
に和解が成立しないときは、最終的に
不足額通知書が納税者に送付される。
この不足額通知書は、九十日レター
とも呼ばれ、税額に不足があること、
その不足税額を納税者が支払うべきこ
と及び更正の理由が附記される。この
いうふうになつております。これと
比べると、今度の国税通則法というも
のがいかに非民主的であるか、アメリ
カの民主主義にさえも及ばない、こう
いうことになると思ひますが、見解を
大臣からはつきりと伺ひたいと思ひま
す。

決により税額が最終的に確定するまで
は、同じく賦課台帳への登録が行なわ
れない仕組みである。このようふり
になつております。また、四十六ペー
ジにはこうなつてゐるのです。これらの
連邦税については、課税標準及び税額
の申告がされ、その申告により納税義
務が確定する。ただし、正当な申告が
期限内にされない場合の処理は、次の
ようである。(1) 所定の申告書提出
しないが申告書作成に必要な一切の資
料を開示することに同意した者につい
ては、税務官庁において申告書を作成
し、それに本人の署名を求めて正規の
申告書として受理することができる。」
もう一点、(4) 申告書に記載された税
額が課されるべき税額に不足すると認
められるときにおいて、納税者との間
に和解が成立しないときは、最終的に
不足額通知書が納税者に送付される。
この不足額通知書は、九十日レター
とも呼ばれ、税額に不足があること、
その不足税額を納税者が支払うべきこ
と及び更正の理由が附記される。この
いうふうになつております。これと
比べると、今度の国税通則法というも
のがいかに非民主的であるか、アメリ
カの民主主義にさえも及ばない、こう
いうことになると思ひますが、見解を
大臣からはつきりと伺ひたいと思ひま
す。

○政府委員(村山達雄君) 理由の付記
につきましては……
○須藤五郎君 大臣は黙つてゐるので
すか。
○政府委員(村山達雄君) 現行の青色
申告制度についてはすべて理由を付記
することになっております。ただこれ

は通則でございまして、通則には入
れなかつたというだけでございませ
う。異議申し立てと執行との関係、これ
は原則的には執行に影響を及ぼさない
というところは、行政不服審査法でも書
いてあるとおりでございませう。ただ、
この税務に關しましては特例を置きま
して、この間差し押えまでは行けるけ
れども公売処分はできないということ
に、今度全部を通じていたしまして、
納税者の権利擁護に努めたのでござい
ます。のみならず、差し押えそのもの
も担保の提供があればすることができ
ない、これも新しい規定でございま
す。

それから、先ほどの訴願前置主義は
税務だけだとおっしゃいましたが、そ
うではございませう。非常に大量的、
反復的に処分の行なわれます四十何法
というものは、すべて訴願前置主義を
置いてございませう。もちろん、裁判と
訴願との関係につきましては、それぞ
れ裁判上の利益が失われることがない
ように、また非常に決定がすぐれた場
合には本人がどんどん行けるように
なつております。再調査の請求をし
ても六カ月までございましておれば、本人が
行こうと思へばいつでも訴訟に行け
る。審査請求段階で三カ月待つてお
けば、本人の提起によりまして訴訟に
行ける、こういう道が開いてございま
す。それから、緊急の場合でどうして
も直ちに裁判を求めなければならぬと
いう場合には、もちろんその道が開か
れておるのでございまして、訴願前置
主義というのは納税者と政府の相互の
手続上の便宜をはかつてゐるというこ
とは、それからもおわかりになると思
ひます。

それから、今の争ひのある場合の解
決の仕方について、アメリカと日本の
違ひ点は、きのう高橋委員からの御指
摘がございまして私から説明申し上げ
たとおりでございませう。これは本質的
には少しも変わつておりません。もと
より、政府が調査して申告が間違つて
おると見れば、それを是正するわけで
ございませう。ただ、是正するまでの
間、日本の場合でございまして、一々
更正処分という形でいきますが、その
前に十分両者からの話を聞きまして、
ほんとうに訴訟に行く、争ひに持つて
いくというときには、今の不足額を通知
していくというやり方でございませう。
で、アメリカの場合は、きのうも申し
上げましたように、あるいはタックス
・コートにも行ける、あるいは民事
裁判所にも行ける。タックス・コート
の場合はやはり執行停止になります。
民事裁判所に行くときは、税金を一応
納めて、不当利得の返還請求、こうい
う形の訴訟が行なわれる。しかし、そ
の内容におきましては、政府の調査と
違つた場合には政府が決定するとい
う、この方針にはちつとも変わりござ
いませう。

○木村義八郎君 これまで私の質問か
ら関連して、具体的にこの国税通則法
が徴税権を強化する、いわゆる権力的
規定を強化する、あるいはまた徴税強
化の精神から出てゐるのではないかと
いうことを、具体的に各条文について
いろいろ質問してきたわけなんです。
それで、先ほど主税局長が権力の乱用
は当然慎まなければならぬというこ
とを言われたんですね。このところが
が非常に問題なわけですね。当然慎し
まなければならぬと簡単に言われて

います、現状はこれは乱用されてお
るんですよ。いわゆる通達行政を通じ
て末端の税務職員によつて非常な苛酷
の徴税が行なわれておるんです。そう
いうことが今度の通則法によつて合理
化され、さらにそういうものが何とい
うんですか、法的にその基礎づけを持
つに至るんではないかということが、
中小業者とかその他一般の反対する一
つの有力な理由なんです。
で、具体的例として、これはたたく
さん例があるんですけど、昨年の十
一月千葉県の商店街で、税務職員が納
税者のがまぐちまであけて見たという
例があるといわれております。あるい
は中野税務署、世田谷税務署で白色申
告者に記帳を強制したという例もあ
ります。こういう例は枚挙にいとまがあ
りません。それは中小業者に聞いていた
だけではすね。ですから、非常に乱用
されておるんですね。そこで、どうせ
税法というのは権力規定なんですか
ら、政府が権力に基づいて税金を取る
規定なんですから権力規定ですが、し
かし、租税法律主義というものは、それ
が乱用され行き過ぎて、納税者が憲法
で保障されておるような権利を侵すこ
とはならないというところが租税法律主
義ですね。ですから、取るほうの側の
規定であると同時に、それは限界があ
るんであつて、納税者を保護するとい
う立場がこれになければならぬはずな
んです。
そこで、この第一条で、そういう納
税者の保護という規定がなされていな
い。これは読みよければ、今の行
き過ぎを、権力乱用を合理化するよう
に読めるんです。これはたとえば「税
務行政の公正な運営を図り、もつて国

民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。」といいますが、何が公正であるか、公正の名によつてがまぐちまであける、こういうあれもあり得るんですよ。今の通達行政をもとにしてやつては、納税行政ではあるんです。「納税義務の適正かつ円滑」何が適正で円滑か。今の通達行政の実態は、その適正の基準が納税者の権利を侵すような形において行なわれておるのが実態ですよ。ですから、この第一条に、租税法主義を貫けば、ここに何らかの国民の権利を保障する規定がなければならぬ、それがないうんですよ。ですから、これは徴税者の立場に立つて、いかにして税金を何とかかんとかいって取りやすいようにしようかという規定なんです。根本の精神がそうなんです。徴税の行き過ぎから納税者を保護しようという規定がどこにもないんですよ。今まで救済規定がいろいろあると言いましたけれども、根本の精神が問題だと思つて。

で、もともと税金が高いからこういうことになるのであつて、税金がうんと安ければ、極端にいえば税金取らないければ、こんな法律は要らないわけですよ。それから税金が安なら、そんなに徴税強化しなくてもいいと思つて、すね、楽なれば、そもそも税金が重いとどこに問題があるのですよ。だから、私は、本末転倒して。まず、こういう法律を作るよりも、もつと税金を、この前にもつと税金を安くすべきだと思つて。そうすればね、納税者は、節税だ、あるいはいろいろなことを法を考へて税金をのがれようとしなくても済むと思つて。税金が高いから、節税だ、その他いろいろ合法的に脱税——それを今度はつかまえて、何とかしてつかまえて。それで「公正な運営」あるいは「納税義務の適正かつ円滑な履行」という形においてつかまえて、こういうことから来ていると思つて。だから、私は考へると、本末転倒している。まず、税制調査会が答申した前に、大蔵大臣に論争しましたがね、大体二〇％ぐらいにさしあたりすることが、税負担率を。これが急務である。こんなものは緊急じゃありませんよ、ちつとも緊急じゃないですよ。その点、いかがですか、大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) 税を安くしようとするなら、各税制の本法でできることになっておりました、毎年これはやつておることです。毎年こので、通則法とその問題とは直接結びついている問題じゃないと思つて。○木村龍八郎君 それはおかしいですね。もつと大蔵大臣は、大臣ですからね、もう総合的に高い視野に立つてやつぱり判断する。そんな事務官僚的なね、御答弁じゃ、私は満足できないのです。それはね、重要ないろいろなことが、税法は、たとえば、そうじゃないとおつちやつていますけれども、たとえばナチスの法律を適用したといへば、そこにです。政治との関係がやつぱり関係があるのです。今、日本はそうであるかどうか知りません。今後しかしね、そういうほかの、憲法で保障された権利に対して税法が優先しようとして、この精神があるのです。どうしてこの精神があるのです。先ほどの具体的な質問から通じてわかるわけですね。税法絶対主義、こういう精神がここにあるのです。これはもう否定することはできないのです。これは権力的な規定であり、徴税強化の規定である、こういう判断なんです。ですから、これは、今の日本の政治、外交、経済、いろいろな諸般の情勢と無関係では決してないですよ。ですから、私は大蔵大臣に、やはり具体的に税金が絶対的に重いのだと、だから徴税を適正にし、そして取りよいうにしなければならぬという努力が、それが国税通則法という形で出てきていることの前にも、もつと税金を徹底的に安くしろ。これと無関係じゃございませんよ。そういう点で私は何つていふのです。事務当局的な御答弁ではなく、大臣としての御答弁を求めているわけなんです。

○国務大臣(水田三喜男君) ですから、所得税を安くしようというなら、所得税法の改正によつてこれはやればよろしいのですが、いすれにしても、徴税の適正化と申しますか、納税者に利益になるような徴税の手続規定、争いが起こつた場合にはどうするかというよりなそういうものを中心として構成されているのがこの通則法でございます。今税金を安くすべきというよりなものは私は直接関係がないのだと、そういうものは各税法の本法においての改正によつてやられることでございまして、この通則法とは直接その問題は私は関係ないと思つたわけでございますが、それはそうだと思います。

○木村龍八郎君 遺憾ながら、大蔵大臣はたいへん見解を異にするのですがね。大蔵大臣はそういう御認識なんです。すかね。だつて、実際問題として考えた場合、納税者は、それは税負担が重いか、いろいろな許される範囲において税金が軽くなることに努力する。これは皆さんも、自民党の方だつてみんな共通だと思つて。それが節税という形とか、それから——節税とか、いや節税までも、判断によつてそれは範囲を逸脱しているという認定の問題になつてくるわけですね、そういうことはね。ですからね、そういうふうでだんだん税金取れなくなつて困ると。国民の権利意識とかそれから税制に関する知識もだんだん向上してきております。そういうことからだんだん税法を活用して、そして政府には、税制に対しては、税務行政に対しては、非常な批判なり反対が大きくなつてきているわけですよ。そういうものに、そういう事態に対処して、何とか税金を取りよいうにしたいというねらいが、この根本の精神だと思つて。ですから、そのもつと税金が重いというところから来ているのです。根本はね。ですから、無関係じゃないと思つて。もちろん、手続規定は所得税法なりあるいは各税法の改正によつて行なうのですけれども、これは関係ないと思つて。これは大蔵大臣は直接は関係ないと言われているが、それは言葉のあやですが、それはまあしかし間接であつても重大な関係があると私は思ふのです。——(静かにして)「たいへん」と呼ぶ者あり。御異論があつたら質問してやつていただきたいです。その点、大蔵大臣ね、やはり間接ではあつても重大な関係あるのじゃないですか。ですから、私の言いたいことは、減税をもつと積極的にやるべきだ。税金はとにかく重過ぎるのです。だから、これを思い切つて低くすれば、今のうちに納税人員が減つた減つたと言いますが、千二百万人くらいでしよう。そうすれば、税務官吏だつて非常な労働強化です。もつと思ひ切つて減税すれば、仕事もぐつと案になるですよ。そういう点から見た非常な、第一線の税務官吏と納税者との間にいろいろなフリクションが出てくるのです。そこで、税金を何とかのがれようというのを、何とか、国税通則法を作つて何とかしよう、こういう形になつてくるのが実態ではないかと思つて。だから、今後もしやばり思い切つて減税することが税務官僚の権利の乱用とか何とかを防ぐ根本の対策ではないか、こう思ふのです。○国務大臣(水田三喜男君) 減税は必要であると思つて。したがつて、減税をする場合には、税法の改正によつて減税ができる。ただ、この通則法との関連におきましては、もし徴税が不適正であつたために、不適正であるということでしたら、それによつて取られなくても済む税金が取られるという問題は起ると思つて。したがつて、その意味におきまして、それを適正にするための共通の手続というものをこの通則法で定めるということでございます。これはできるわけでは、これは間接にこの通則法と税負担の問題は結びついておりますが、そうでなくて、木村さんのおつちやられるように、根本的に今の税が高いのだ、

これをもつと減税すべきだということでしたら、この通則法の問題じゃなくて、各税法の問題だろうと、こう言っているわけではございません。

○永末英一君 私はこの機会に二点だけ、ひとつ大臣がおられる機会に聞いておきたいと思つて、一点は、今問題になっているところでございまして、通則法の基本的性格について大蔵大臣がどう認識しておられるかという点です。内容を申し上げますと、第一、この法律は国税についての基本的な事項が書いてある、こういうお話ですが、ところが、この通則法を通過いたしましたところ、われわれが考える基本的な事項ではない。むしろ、そのあとに書いてある、従来までの各税法の共通の事項とか、あるいはまたそれに重点を置いた各税法の共通的な部分を抽出をして、体系的に並べてみたというふうなことが書いてありますけれども、国民の側に立って、納税者の側に立つて基本的な事項といへば、憲法の三十条には「納税の義務を負ふ」ということが書いてある。昔なら、一体税金なりあるいはその他の公租を取られるほうが、何に使ふかわからないで、のがれるということだけを昔の時代は考へておつたのが、納税者なり一般の人民の立場であつたと思ふのです。このごろでは、とにかくにも民主主義國家になつたといふので、国民はみな、税金は払ふべきものは払ふと思つておる。しかしながら、憲法で「納税の義務」とは書いてあるけれども、この義務を遂行する上において、一体われわれが財産を持ち、そうしてその財産に國家權力で手を差し延べて、その財産から一部をひたつたりと國家がす

る限りにおいては、どうやってわれわれの正当な勤勞の成果であるところの所得を守つていくか、これは國民の共通の関心事です。したがつて、国税通則法という名前でも法律ができる場合には、この納税の義務の内容についてやはりはっきりさせてもらわなければならぬ。國民ひとしくそう思つておると思ひます。ところが、この国税通則法は、先ほどから問題になっておるとおり、國民の財産権に対する保障であるとか、あるいはまた国税の徴収手続の上において現われてくるいろいろな形の問題や、こういうような問題について、國民の利益をどのように國家としてやがて担保する非常に十分な配慮をするか、こういうことは一つもつたわけておらぬ。そうなりますと、一体この国税通則法の一番最初に書いてある「国税についての基本的な事項」というものについてどういふことを一体この法案はうたおつておるかといふことについて、國民としてははなはだ納得できない感覺を持っているのです。まずその点について、大蔵大臣に伺いたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 基本的な問題はたくさんございまして、さつき申しましたように、基本的な問題で今回通則法に入つていない問題もたくさんございまして、この法案の中におきましては、今おっしゃられたような意味の基本的問題と申しますと、特に租税權の成立確定に関する事項、これをはっきりさせたこと、賦課徴収に関する期間制限として除斥期間とか時効の制度を明らかにすること、修正申告、それから更正決定の相互間の法律關係を明確にするというよりなこと

もこの中でやっておりますので、基本的事項というものはたくさんございまして、今言つたよりなものも基本的事項の一つでございまして、それは今回の法案の中ではっきりさせておるというところでございまして。

○永末英一君 私が申し上げたいのは、国税についての基本的事項というのは、國家が國民から税を徴収するにあつてどのように國民の利益を担保する姿勢を持つておるかということを書きあげるのならば、これはその国税についての基本的事項がこの法律に掲げてあるとわれわれは思ふ。ところが、それは一つもない。今大臣が言われましたのを言葉をかえていへば、国税を徴収する手続についての基本的事項だと思ふのです。それであるならば、この法律は具体的にいへば国税徴収手続通則法みたいなものであつて、国税通則法なんという名前を冠するのにははなはだ不適当だと私も思ふわけなんです。それにもかかわらず、大臣のほうはそういうものをはずして置いて、われわれが言つておるような規定をはずしておいて、国税通則法というよりなこと、これが十分だとお考えになるかどうか、もう一度伺つておきます。

○國務大臣(水田三喜男君) 理想的な基本法というよりなものはなかなか簡単に作れるものじゃございませんで、むしろかしたために、私は今度のよりな、さつき申し上げたよりな方針の通則法を作つたわけではございまして、これは各税法の中にある共通的ないろいろな部分を抜き出して、それを中心に構成されておるというところから見ますと、ちよつと名前が、通則法という名前に今度はびつたりする程度

の法案じゃないかと思つておりますので、今この内容が通則法という名前をつけるのにちよつと値するよりな法案になつておるのでございまして、ほんとうなら、もう少し理想的な、基本的なものにしたいという考えを持つておりますが、そこまで行きませんので、この通則法的なものにしたということでございます。

○永末英一君 國民の利益を保障するために、もしこの通則法に盛り込むべきところがあるとすれば、たとえばたくさんございまして、税務當局が行なり質問や検査というよりなものについて、もし末端でそれぞれの行き過ぎがある場合に、國民としてはその行き過ぎを法律に照らしてやはり是正を求めなくちゃならない。ところが、この一番重要な税務行政の日常起る問題は、通則法は触れずに全部各税法にまかしてある、こういうことなんです。これはもつとあとで詳しく尋ねます。

そういうよりな國民の利益をどうやって守るかということがこの税法に一番欠けておる大きな点だとわれわれ思ふのでありますが、あとでまた大蔵大臣が出席されるのでありまして、それから、詳しくひとつ、項目々にわたつて質問することとして、法制局長にひとつ伺ひたいのであります。この法律は「四月一日から施行する」ということになつておる。きょうは四月二日でございます。そこで、本日以後この法律がもし成立をいたしましたときに、「四月一日から施行する」と書いてあるこの法律のその成立の日までの間における有効性については、どうお考えになるか。

○政府委員(高辻正巳君) お答え申し上げます。お尋ねの問題は、法理の問題としては確かにごもつともな御質問だと思ひます。しかし、私ども実は、ただいま御指摘のよりな例の場合にいたしまして、何回かそういう場合に当面をいたしておりました。まあ結局、そういう場合の解釈は一体いかになるかということをお説明申し上げればいかと存じます。

今までの例でございまして、きょうは四月二日でございまして、公布の前、七日前、あるいは十日前、あるいはそれ以上のよりな期日に施行期日が定められておつたよりな例もございまして、そういう場合には私ども一応それは公布の日から施行し、その一定の期日から適用するといふふうに、やっぱり法律の解釈としてはそうだろう。ただし、御承知のとおり、憲法等によりまして、三十九条でございまして、遡及処罰の禁止というよりな規定もございまして、そういうよりな観点から見まして、まあ罰則の遡及なんというものはむしろ考えられない。しかしながら、今度の通則法等が大体において國民の——ただいまいろいろ議論がございまして、手続上の問題としてはいろいろ利益になる面もございまして、そういう面に關しましては、もちろん問題なしに四月一日から適用するといふことが言えると思ひます。

今までの一応の解釈もそういう解釈でやつてきております。したがつて、もう一ぺんかいつまんで申しますれば、罰則の遡及とかそういうよりな問題はむしろできませんけれども、そうでない部分におきましては、それを適用して

やるといふに措置をいたし、また
そういうふうな考えであります。

○永末英一君 これが公布される日
と、それから四月一日との間に、今ま
での政府当局の御説明によると、これ
は手続法規である。したがってこの法
規以外の手続でその期間においては手
続がされておるわけですね。その手続
は、法制局の観点から見た場合に、無
効と思われませんか、どうですか。

○政府委員(高辻正巳君) 何といいま
すか、原則論をいたしまして、この法
律が適用される前における従前の法律
による手続というものは、むしろそれ
はそのとおりでございまして、その問
題につきまして本法律上どういふ取り
扱いになりますかと、この通則
法案の附則の第二条に規定がございま
して、それは、「この法律の相当の規
定によつてした相当の処分又は手続と
みなす」といふような配慮が加えてご
ざいますから、それに乗つて参る
ことになりま。

○永末英一君 この附則の第二条に
よつて、公布前に通則法にかかわらな
いほかの租税法規でなされた手続が
あつても、それは無効ではなくて、こ
れにひつかかつて有効であると、この
ような法制局としては御見解をお持ち
であると解釈してよろしいか。

○政府委員(高辻正巳君) これは第二
条に書いてあるとおりでございませ
が、この法律の施行前に、ここに書い
てありますような法律またはこれに基
づいてなされるような命令の規定に
よつてした手続でこの法律に相当規定
があるものは、別に定めがあれば別で
ございませうが、この法律の規定によ
つてした処分等とみなすことに相なるわ

けでございませう。乗つて参らなけ
れば、何といひますか、相当規定がな
いものについては、二条では言つてお
りませう。相当規定があるものにつ
きましては、ただいま申し上げたよう
なことに相なるわけでございます。

○永末英一君 それでは、相当規定の
ないものについて、もしその当該期間
内に手続が行なわれたということにな
れば、これは根拠法規がないわけであ
りますから、その行政行為というものは無効ですか。

○政府委員(高辻正巳君) お尋ねの中
にありますが、この、相当規定がない
ものにつきましては、二条はこの文言
からいいますと、働かないわけでは
ございませう。しかし、このほかこの附則の
規定にはいろいろな経過措置が書いて
ございませうから、私、一々つぶさに検
討したわけではありませうけれども、
ただいまお尋ねがありましたその点の
具体的な中身をただいま直ちにずっと
全部出てくるわけではございませうけ
れども、相当規定といふことで乗つ
かってくるのが本則的なものであり、
その他のものについてはそれぞれの附
則の規定におけるそれぞれの経過措置
によつて始末されるということに相
なると思ひます。

○永末英一君 もう一度、相当規定が
ない場合、この法律が施行された日
に、この法律としては「四月一日から
施行する」と書いてありますから、
さかのぼつて相当規定のない事項につ
いて法律行為をやるということによつ
てそれは合法性を取得いたしますか。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま申
し上げましたように、この法律が公布
の前の一定の期日を施行期日としたし

ておりますが、その施行期日につきま
しては、先ほども触れましたが、公布
の日から施行し、それでいへば四月一
日から適用するということに相なると
思ひます。そこで、そういうさかの
ぼつて適用する関係でございませうか
ら、もうむやみやたらに何でもよろし
いといふわけにはむづろんならぬと思
ひます。たとえば、極端な場合でござ
います。たとえば、罰則の規定なんとい
うものは、これはさかのぼつて適用さ
せることは憲法上の問題にも相なりま
す。それはまあさうだめである。しか
し、それ以外のもの、まあ極端なことを
いへば国民の利益になるようなもの、
そういうようなものについてはむづろ
問題がございませう。それに、今の原則
は必ずしも、罰則については憲法上の
規定がございませうが、たとえば民法、
まあ私、ただいまさう出てくる例とい
ひましては、新民法と旧民法の関係
では、新民法は、その法律の施行前
に一定の事実についても適用がある
といふことが法律に書いてある例も
ございませう。まあ、本法につきま
しては、特にそういうことは断つてご
ざいませう。一般の原則に従ひまして
せんが、一般の原則に従ひまして、適
及できないもの、たとえば憲法の規定
に照らして問題になるもの、これは罰
則でございませうが、そういうもので
ないものは四月一日から適用すること
も別に憲法上どういふ問題は生じな
い。まあ、四月一日から施行するとい
ふ本法が、この案のとおりに成立した
しました場合には、やはりそのような
解釈といふものはできるであらう、こ
う考えております。

○永末英一君 もう二点ひとつ伺いま
すから。そうしますと、国民に不利益

を及ぼすようなことが、さかのぼつて
効力を持たせるために起こるというこ
とであれば、憲法上の問題を生ずるお
それがある。だといひますと、この
法律が将来、四月二日以後でせう、い
よいよここで成立をし、それから公布
されるという場合に、この法律には何
らそのことについてうたわないうよう
しいかどうか、これが一点。もう一つ
は、今の期間において国民が行爲をし
ない。不行爲です。これは手続法規で
すから、行爲をしないから、ほかの
法律に照らして罰則をつけ加えて、罰
則ではなくて、何やかや言うてくると
いうことがあるわけですね。そのこと
については国民は責任がないといふこ
とはつきり言えますか。この二点につ
いて、ひとつ。

○政府委員(高辻正巳君) まず最初の
問題でございませうが、私は罰則の点に
ついて、憲法第三十九条の刑罰の不遡
及の問題について先ほど申し上げたわ
けで、およそ不利益なものといふもの
につきましては、これは立法政策上の
問題になる面が多分にあると思ひま
す。したがって、この法律のどの規定
がどういふようなことについては、
ここで具体的に申し上げることもない
と思ひますが、一般論をいたしまし
て、国民に著しく不利益になるとい
うような問題がもしありとすれば、それ
は一応問題になると思ひます。それで
は、ものにつきましては、この法律上の
中身といふものは、それにたとへば罰
則、遡及を禁止するようなものに該
当するものが私は必ずしもあるとは思
ひませうけれども、そういう一般論が
一般的には言えると思ひます。

○永末英一君 ちよつと、簡単明瞭
に答えてもらいたいと思ひます。私は結論
だけでいいと思ひます。時間をとりたく
ない。この法律は四月一日施行です。か
りにきより遡る、あるいはあしたにな
るかもしれない。その場合に、四月一
日の施行期日を修正しなくともいい
かどうかという問題なんです。修正
しなくともいいか、あるいは修正する
必要があるのか、それをはつきり言
てもらひたい。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま申
し上げましたこととおおかりいただけ
たと思ひますが、この法律の規定が、法律案と
して出ておりますこの表現が、かりに
国会で成立をいたしました場合には、やは
り先ほど申し上げたような解釈とい
ふものがそこにつらばに成り立つて、解
釈として一定の筋道を立ててこれを適

第二の問題をいたしまして、この法
律の施行前に不行爲であつたもの、そ
れは一体どうなるかといふことになれ
ば、もしその不行爲が、何かこれも典
型的な場合としましては、刑罰なんか
がもしありますとすれば、それが不行
爲に対して反社会性があるというわけ
で処罰をするといふようなことが考
えられるかという問題になります。そ
れは、まさに憲法が否定していること
でございまして、そういうことによ
つてもし罰則がかかるというよう
な、この法律はそこまでいっていい
と思ひますが、そういうことがありま
すれば、その不行爲が法律の評價とし
て本人の不利益に帰するといふよう
なことはあり得ないことだと考えてお
ります。

○永末英一君 ちよつと、簡単明瞭
に答えてもらいたいと思ひます。私は結論
だけでいいと思ひます。時間をとりたく
ない。この法律は四月一日施行です。か
りにきより遡る、あるいはあしたにな
るかもしれない。その場合に、四月一
日の施行期日を修正しなくともいい
かどうかという問題なんです。修正
しなくともいいか、あるいは修正する
必要があるのか、それをはつきり言
てもらひたい。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま申
し上げましたこととおおかりいただけ
たと思ひますが、この法律の規定が、法律案と
して出ておりますこの表現が、かりに
国会で成立をいたしました場合には、やは
り先ほど申し上げたような解釈とい
ふものがそこにつらばに成り立つて、解
釈として一定の筋道を立ててこれを適

○永末英一君 ちよつと、簡単明瞭
に答えてもらいたいと思ひます。私は結論
だけでいいと思ひます。時間をとりたく
ない。この法律は四月一日施行です。か
りにきより遡る、あるいはあしたにな
るかもしれない。その場合に、四月一
日の施行期日を修正しなくともいい
かどうかという問題なんです。修正
しなくともいいか、あるいは修正する
必要があるのか、それをはつきり言
てもらひたい。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま申
し上げましたこととおおかりいただけ
たと思ひますが、この法律の規定が、法律案と
して出ておりますこの表現が、かりに
国会で成立をいたしました場合には、やは
り先ほど申し上げたような解釈とい
ふものがそこにつらばに成り立つて、解
釈として一定の筋道を立ててこれを適

○永末英一君 ちよつと、簡単明瞭
に答えてもらいたいと思ひます。私は結論
だけでいいと思ひます。時間をとりたく
ない。この法律は四月一日施行です。か
りにきより遡る、あるいはあしたにな
るかもしれない。その場合に、四月一
日の施行期日を修正しなくともいい
かどうかという問題なんです。修正
しなくともいいか、あるいは修正する
必要があるのか、それをはつきり言
てもらひたい。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま申
し上げましたこととおおかりいただけ
たと思ひますが、この法律の規定が、法律案と
して出ておりますこの表現が、かりに
国会で成立をいたしました場合には、やは
り先ほど申し上げたような解釈とい
ふものがそこにつらばに成り立つて、解
釈として一定の筋道を立ててこれを適

○永末英一君 ちよつと、簡単明瞭
に答えてもらいたいと思ひます。私は結論
だけでいいと思ひます。時間をとりたく
ない。この法律は四月一日施行です。か
りにきより遡る、あるいはあしたにな
るかもしれない。その場合に、四月一
日の施行期日を修正しなくともいい
かどうかという問題なんです。修正
しなくともいいか、あるいは修正する
必要があるのか、それをはつきり言
てもらひたい。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま申
し上げましたこととおおかりいただけ
たと思ひますが、この法律の規定が、法律案と
して出ておりますこの表現が、かりに
国会で成立をいたしました場合には、やは
り先ほど申し上げたような解釈とい
ふものがそこにつらばに成り立つて、解
釈として一定の筋道を立ててこれを適

用していくという余地があるということとを申し上げたわけでございます。

○荒木正三郎君 あいまいな言葉を使わないで、きょう、あるいは三日——明日ですね、この法律を可決しても施行日四月一日は修正しなくてもよろしいということになりますか。それはわれわれの見解と非常に違ふのです。違ふところは追及しませんが、法制局の見解では、たとえば二日に参議院で可決成立する、あるいは三日に可決成立しても、修正しなくてもよろしいかどうか、その点だけ。

○政府委員(高辻正巳君) その点は、ただいま私が申し上げたような解釈、それが是認できるということでもしありますれば、つまり今申し上げることが極端にどうこうということであれば話は別でございますが、そういう解釈のもとに律することができ、たとえば国民に対する刑罰法規なんかの例において見られるような、適及しない、そういうものは適及できないというようなどきで差しかねないということであります。実はこのとおりの案が御決定になつてもしかるべきじゃないかと、私見としては申し上げられると思ひます。

○荒木正三郎君 この問題は、政党政派の問題じゃないのです。不体裁にならないように修正する必要があるなら、修正します。しかし、必要がなければ修正しないで済みます。しかし、私の聞いている大蔵省の見解とあなたと非常に違ひます。だから、迷うわけですよ。だから、この後休憩しますから、これは言ひのがれとかそういうのじゃないに、参議院が誤つて事を決するということは、これは与野党にかかわらず問題です。だから、よく研究して、一時間でも二時間でもいいです、研究して、大蔵省とも打ち合はして、ぴしととした見解を出して下さいます。そうしなければ、あなたの言つてることと私の見解とだいいく違ふんです。疑念を残しちやいけないうちの意味で質問してはなりませんから。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま仰せになります。私は私にもよくわかります。したがって、最初に申し上げたとおり、この問題は法理の問題として一つの問題であると思ひます。思ひますが、最初に例を引き出しましたように、私、少なくとも三つの例を存じております。まだほかにもあると思ひますが、今すぐ出てくる例としては、第五回国会の貿易特別会計法とか、あるいは二十八年でございまして、戦傷病者戦没者遺族援護法、それからまた三十年ごろでございまして、これは厚生省設置法の一部改正、そういうようなものはいずれも公布前日の施行期日になつておつた例でございまして、そのような場合につきまして、むしろ法律は中身は違ひますからこれと一緒には申せないかもしれませんが、それらの例につきましては、やはり今申し上げたような解釈で事が運び、またりつぱに法律として成立し、法律として適用されております。そういう観点から、問題ではあるけれども、確かに一つの解釈のもとにそれはいいけるのであるということとをまあ申し上げたいと思つております。

○荒木正三郎君 今あげられた例とこれとは中身が違ふのです。だから、その前例が前例とならない点を私どもは心配しているわけです。この通則法は日々々に起つてくる、きょうも起つてくる問題で処理しなければならぬ問題があるわけです。日々起つてくる問題で、そのどれによつて処理するか。きょう通ればあるいは処理し得る、あした通れば処理し得ない、そういう微妙な内容を私は持っていると思ひます。ですから、もう少し研究して下さい。

○委員長(棚橋小虎君) 一時四十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を再開いたします。

は日々々に起つてくる、きょうも起つてくる問題で処理しなければならぬ問題があるわけです。日々起つてくる問題で、そのどれによつて処理するか。きょう通ればあるいは処理し得る、あした通れば処理し得ない、そういう微妙な内容を私は持っていると思ひます。ですから、もう少し研究して下さい。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま仰せになります。私は私にもよくわかります。したがって、最初に申し上げたとおり、この問題は法理の問題として一つの問題であると思ひます。思ひますが、最初に例を引き出しましたように、私、少なくとも三つの例を存じております。まだほかにもあると思ひますが、今すぐ出てくる例としては、第五回国会の貿易特別会計法とか、あるいは二十八年でございまして、戦傷病者戦没者遺族援護法、それからまた三十年ごろでございまして、これは厚生省設置法の一部改正、そういうようなものはいずれも公布前日の施行期日になつておつた例でございまして、そのような場合につきまして、むしろ法律は中身は違ひますからこれと一緒には申せないかもしれませんが、それらの例につきましては、やはり今申し上げたような解釈で事が運び、またりつぱに法律として成立し、法律として適用されております。そういう観点から、問題ではあるけれども、確かに一つの解釈のもとにそれはいいけるのであるということとをまあ申し上げたいと思つております。

○荒木正三郎君 今あげられた例とこれとは中身が違ふのです。だから、その前例が前例とならない点を私どもは心配しているわけです。この通則法は日々々に起つてくる、きょうも起つてくる問題で処理しなければならぬ問題があるわけです。日々起つてくる問題で、そのどれによつて処理するか。きょう通ればあるいは処理し得る、あした通れば処理し得ない、そういう微妙な内容を私は持っていると思ひます。ですから、もう少し研究して下さい。

○委員長(棚橋小虎君) 一時四十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を再開いたします。

○委員長(棚橋小虎君) 休憩前に引き続き、法案の質疑を続行いたします。

○荒木正三郎君 初めに、午前中に問題になつておりました附則第一条「この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、第八章……の規定は、昭和三十一年十月一日から施行する。」この前段のほうの「昭和三十一年四月一日から施行する。」となつておりますが、四月一日はすでに昨日経過したわけですから、本日は四月二日になつておるわけですから、かりに本日この

法案が参議院で議決されるときは、この附則第一条を無修正のまま議決しても差しつかえないものかどうか。言いかえれば、無修正で議決しても四月一日に適用して効力を生ずるものかどうか、この点について法律見解をただしておきたいと思ふんです。それで、午前中もお尋ねをいたしました。が、念のために参議院法制局の見解をこの際明確にしてもらいたいと思ひます。

○法制局長(斎藤朗郎君) ただいまの御質問にお答えを申し上げます。この問題は二つあるかと思ひますが、一つは、この法案を無修正で上げていいかどうかということ、それから、それを上げた場合に法律の適用問題がどうなるかということ、この二点にあらうと思ひます。

まず、第一点についての法制局としての立場から考えました考え方を申し上げます。まず、国税通則法と各個別の税法との関係は、これはいわば同時に存在すべき関係、同時存在または並列してあるべき関係にあると思ふのでござい

ます。それが何らかの理由によつて同時存在ができずに、前後の関係ができて参りました場合においては、法的に考えますれば、本来同時に存在すべきものが何らかの理由で前後になつた場合においては、その間隙をできるだけ狭めるといふことが法的には私は望ましいと思ふのでござい

ます。したがって、この附則の「四月一日から施行する」という条文中に修正を加えて他院に回付するか、あるいは修正を加えずに本院で議決をして、そのまま法律として成立するか、どちらが通則法と個別法のギャップが狭まる

かという観点に立つて考えますれば、私の事務的判断といたしましては、修正を加えずにこのまま議決するのが法的には望ましいし、差しつかえない次第でござい

○荒木正三郎君 わかりました。ただいまの法制局長の答弁は私は疑義がありません。疑義がありますけれども、これは後に譲りたいと思ひます。

それで、午前中の質疑に就いて私は若干の質問を政府にしておきたいと思ひます。その問題は、きょう、衆議院で修正議決された人格なき社団の問題については、修正者である衆議院側から来てもらつて、質問をして、修正の内容については私も大体了解しました。しかし、それでは問題がその答弁だけで解決したかというところ、決して解決しないと思ひます。現に、この人格なき社団をめぐつて法廷で争われておる問題があるわけなんです。未解決に残されている問題がある。きのうの答弁では、十三条を修正することによつて原状に復帰した、こういう御説明でござい

ます。その点は理解するわけですが、しかし、原状に復帰してきょうこの点で質問をしたいと思ひます。

それはどういふことかというところ、人格なき社団の代表者または管理人は納税義務があるのかないのかという問題です。この問題についてお尋ねをしたいと思ふのです。日本がとつてゐる租税の原則は、租税法主義をとつておるわけですから、したがって、どういふものが納税者であるかということとは法律で規定しているわけなんです。た

かという観点に立つて考えますれば、私の事務的判断といたしましては、修正を加えずにこのまま議決するのが法的には望ましいし、差しつかえない次第でござい

○荒木正三郎君 わかりました。ただいまの法制局長の答弁は私は疑義がありません。疑義がありますけれども、これは後に譲りたいと思ひます。

それで、午前中の質疑に就いて私は若干の質問を政府にしておきたいと思ひます。その問題は、きょう、衆議院で修正議決された人格なき社団の問題については、修正者である衆議院側から来てもらつて、質問をして、修正の内容については私も大体了解しました。しかし、それでは問題がその答弁だけで解決したかというところ、決して解決しないと思ひます。現に、この人格なき社団をめぐつて法廷で争われておる問題があるわけなんです。未解決に残されている問題がある。きのうの答弁では、十三条を修正することによつて原状に復帰した、こういう御説明でござい

ます。その点は理解するわけですが、しかし、原状に復帰してきょうこの点で質問をしたいと思ひます。

それはどういふことかというところ、人格なき社団の代表者または管理人は納税義務があるのかないのかという問題です。この問題についてお尋ねをしたいと思ふのです。日本がとつてゐる租税の原則は、租税法主義をとつておるわけですから、したがって、どういふものが納税者であるかということとは法律で規定しているわけなんです。た

かという観点に立つて考えますれば、私の事務的判断といたしましては、修正を加えずにこのまま議決するのが法的には望ましいし、差しつかえない次第でござい

○荒木正三郎君 わかりました。ただいまの法制局長の答弁は私は疑義がありません。疑義がありますけれども、これは後に譲りたいと思ひます。

それで、午前中の質疑に就いて私は若干の質問を政府にしておきたいと思ひます。その問題は、きょう、衆議院で修正議決された人格なき社団の問題については、修正者である衆議院側から来てもらつて、質問をして、修正の内容については私も大体了解しました。しかし、それでは問題がその答弁だけで解決したかというところ、決して解決しないと思ひます。現に、この人格なき社団をめぐつて法廷で争われておる問題があるわけなんです。未解決に残されている問題がある。きのうの答弁では、十三条を修正することによつて原状に復帰した、こういう御説明でござい

ます。その点は理解するわけですが、しかし、原状に復帰してきょうこの点で質問をしたいと思ひます。

それはどういふことかというところ、人格なき社団の代表者または管理人は納税義務があるのかないのかという問題です。この問題についてお尋ねをしたいと思ふのです。日本がとつてゐる租税の原則は、租税法主義をとつておるわけですから、したがって、どういふものが納税者であるかということとは法律で規定しているわけなんです。た

たとえば法律の施行をせられる施行地に居住している法人あるいは個人、これは私が言わなくても明らかでございす。しかし、これらはあるいは出入国管理令によって登記され一年以上日本に滞在している外国人、まあいろいろ納税者というものは法律によって明記されているわけですね。これが日本のとっている建前なんです。ところが、人格なき社団においては、これは全然登記されていないわけですね。少なくとも納税者は、日本人である場合は戸籍法に登記されている、外国人であれば出入国管理令によって登記されている、明記されているわけですね。ところが、人格なき社団については全然登記権が与えられていない。そういう代表者または管理人に納税の義務が生ずるかどうかが、納税の義務が生じない、こういう解釈が強く行なわれているわけですね。この点を解明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(村山達雄君) 今度の衆議院の修正によりまして、人格なき社団に関する納税義務については現行法と同じ状態になりましたというのを申し上げたわけですね。そこで、この人格なき社団に関する納税義務の現行法上の問題が一つございす。今、荒木委員のおっしゃったのは、管理人あるいは代表者の納税の義務がどうかという点を、さらにその点に加えて質問されたものと理解するわけでございます。

○荒木正三郎君 後段のほうはもう少しあとで詳しく質問します。

○政府委員(村山達雄君) 人格なき社団の納税義務を法人とみなしてはつきりと規定しておりますのは、所得税法、法人税法、それから国税徴収法の

規定がそれぞれあるわけでございます。それぞれ明確になっているところでございます。その他の間接税につきましては、法人たる個人たるを問わず、その納税義務がありという規定の仕方をしてございす。たとえば、酒税と、酒税法でございす。納税義務者というところの条は第六条に規定してございまして、「酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類の数量に応じ、酒税を納める義務がある。」と規定されているわけでございます。酒類の製造者はこううたつてい

るわけでございます。それが法人たる個人たるを、あるいは人格があるかないかを問わずというふうになつておられる、その他の税についてはこういう書き方をしているわけでございます。そこで、今度の修正では、これと同じように、原案においては、国税に関する法律の規定の適用については人格なき社団で代表者あるいは管理人の定めのあるものは法人とみなす、こう言つておりましたのを、全部現行法に改めたわけでございます。この点に関しては、規定の形は現行法と同じようになるわけでございます。われわれは、当然人格なき社団についてもこういう規定の仕方をしておれば納税義務がある、かように解釈しております。

○荒木正三郎君 それでは、人格なき社団の代表的な団体というものはどういふものがあるんですか。

○政府委員(村山達雄君) これは代表者は単に代表者でございまして、人格なき社団、酒類製造業を人格なき社団が営んでおれば、それに関する納税義務についてはこれは人格なき社団が

負うべきものであつて、代表者とは直接関係はない、こういうことになりまして、

○荒木正三郎君 私の質問しているのは、人格なき社団の代表的なものには、どういふものがあるか、こういうことです。

○政府委員(村山達雄君) 一番典型的なものは、財団法人あるいは社団法人、民法三十四条の公益法人、これの許可申請中のものでまだ法人格の許可を受けないもの、これが一番代表的であらうと思ひます。そのほか、各種の学校の後援会のようなものもございす。それから、PTAもそうじゃないかと思ひます。代表的なものはそういうふうにあります。

○荒木正三郎君 このわれわれの結成している政党内閣、自由民主党とか日本社会党、民主社会党とか日本共産党、こういう政党は人格なき社団の代表的なものだと私聞いておるんですが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 今おっしゃったので気がつきましたが、政党も人格なき社団でございす。

○荒木正三郎君 そうすると、政党の場合に例をとつて考えた場合に必ずしも、これが納税義務者であるという判定ですね、今までに下されたことがありませんか。実際問題として、実例としてどういふ例があるんですか。

○政府委員(村山達雄君) 特にその判断をしなければならぬ場合は私は記憶しておりません。法人税でございまして、収益事業を営んでおられますと、収益事業から生ずる所得に限り法人とみなされるわけでございます。政党は収益事業をやっておりませんので、

実際問題は起こらない。所得税でございまして、私は政党の財産関係は知りませんが、また政党がその名において預金をするいは株を持つておるといふことになれば、当然所得税は、所得税に関する限りこれは法人とみなされることにはなるわけでございます。

○荒木正三郎君 その関係ですね、明らかにしてもいいと思ひます。どの政党でも預金はしております。財産を持つておる。これらに対してですね、適正な課税がなされているかどうかですね。

○政府委員(村山達雄君) 今の一番代表的なものは、政党関係でお使いになつておる従業員がございす。これは源泉徴収義務があるかないかという問題によつてきまるわけでございます。納税義務の範囲では、源泉徴収の規定に関しては、これは人格なき社団は一般的に法人とみなしておりますので、政党といふものも使つておる人たちの給与については源泉徴収義務があるわけでございます。今ちょっと思い出しましたので。

○荒木正三郎君 私がさつき質問しているのは、所得に対して課税されているかどうか、政党に対してですね。そういう問題を質問しているわけですね。

○政府委員(村山達雄君) 当然課税になつてはいるわけでございます。

○荒木正三郎君 それでは、政党が催しもの等をやる、そういう場合にいつも税を徴収しているかどうか。

○政府委員(村山達雄君) これは入場税に該当する主権の事実があれば、当然課税になります。

○政府委員(村山達雄君) そういう実例があつたかどうかというところは、寡聞にして聞いておりません。多分われわれの耳に入つていませんから、そういうことはないんだらうと思ひます。

○須藤五郎君 関連して。この前の委員会でも、間接税については罰則規定から人格なき社団等は削除されているが、国税通則法の第一条と第三条が併立となつて、国税反則取締法が生きてきて、人格なき社団等に罰則のかかることはないかということについて、参議院の法制局の出席を求めてその見解を求めることになつておりましたので、何つておきたいと思ひます。

○法制局長(斎藤朝郎君) ただいまの御質問は、国税通則法の原案の十三条が削除されて新三条の形になつた現在においても、このままで法律が成立すれば、その国税通則法の規定と国税犯則処分法の規定とが一体になつて、やっぱり人格なき社団に罰則を課せられることがあるんじゃないかと、

こういう御質問のほうに伺ひました。いろいろ私のほうでも研究はいたしましたが、どうも考えましても、さういふ解釈になり得る余地はないと私は考えます。国税犯則取締法と申しますのは、これは一つの徴税に関する強制手続の規定でございまして、入場税法の二十八条の規定が、数回前の当委員会において御説明申し上げましたように、二十八条の刑罰法令たる実体法の規定が働かない以上、手続法が働くというところはあり得ないのであります。

から、さような御心配はないように私は考えております。

○荒木正三郎君　僕の問題とちよつと
はなれてゐるから、あとにして下さ
い。

政党的問題ですね、これは人格なき
社団の一例として私は質問しているん
ですよ。それでは、所得に対して申告
しているかどうか、政党は。

○政府委員(村山達雄君) 先ほども申しましたように、人格なき社団の所得税法上の納税義務の範囲は、源泉徴収にかかる分だけでございます。した

がつて、申告はないわけでございます。それから、法人税法は収益事業から生じた所得について法人とみなすと、こういうことであります。政党は収益事業をやつていません。したがつて、申告もないわけでございます。

○荒木正三郎君　では、政党が預金しておる預金に対しては分離課税がかかりましたね。それは全然ないというわけではないでしょう。

○政府委員(村山達雄君) 先ほども申し上げましたように、源泉徴収は働いておられます、こう言っているわけですよ。したがって、預金があれば全部課税しているはずでございます。

○荒木正三郎君　それでは、人格なき社団という認定はだれがするんですか。人格なき社団を法人とみなすといつて税を取っておりませんが、その人格なき社団という認定はだれがするんですか。

○政府委員(村山達雄君) それはそれ、
 それぞれの当事者がやっているだろうと思
 います。最終的には、人格なき社団か
 どうであるかというのは、もし争いに

なれば裁判所できまる問題でありま
しょう。税務署は税務署で、これは人
格なき社团だと、こう考えるでし
ょうし、その立場において考えるでし
ょうし、納税者は納税者、人格なき
社团は人格なき社团でお考えにな
ると思ひます。源泉徴収義務者は
源泉徴収義務者は源泉徴収義務者
の段階で、その人格なき社团に該
当するかということと判断せざるを
得なくなると思ひます。争いにな
れば、それぞれ所定の手続をとつて
その争いが解決される、こういうこ
とになるわけでありま。

○**荒本正三郎君** 人格なき社団であるかどうかという問題ですね、これが結局今お話しのように、裁判によつて確定する問題だと思ひます。裁判によらなければ最終的に確定できない。それは認めていいでしょう、主税局長。

○**政府委員（村山達雄君）** 争ひになれ

ばそれ以外にないでしやう、こう申し上げておるわけです。

○荒木正三郎君 それは争いが起こらない場合はいいですよ。しかし、私は

人格なき社団であるかどうかという認定は、税務署限りでして、それで屈服している団体はいですよ。それを了承しない団体は、やっぱりこれは裁判にかけると、こういうことになるわけ

ですね。いわゆる裁判にかけなければ最終的に決定しないそういう社団に対して、納税義務者として税を徴収するということに疑義があるんじゃないか、こう言っているのですよ。

○政府委員(村山達雄君) まあ人格な

き社団というものが何であるかということにつきましては、通常まず社会通念として、あるいは法律常識として、おのずからそこに共通的な考えがある

と思います。それらのものに基づいてやっているわけでございます。たとえば納税の義務につきましても、規定をみますと、微に入り細にうがって書いております。したがって、その見解が違うという場合があり得ると思うのでございます。ただ、実際問題は、それぞれ税務署は税務署の立場で、法規はこういうふうにして解釈しておりますというところで実は執行を進めて参つておるわけでございます。したがって、争いの起きる場合というものは、まあ通常われわれそういう問題に

関しては少ないものと思いますが、争いがあれば、それは最終的には裁判所で判断していただく以外には手がない、こう申し上げているわけです。

○荒木正三郎君 私は、別に専門的なこの問題について知識があるわけではありませんが、十分な質問はできな

いかもしれないのですがね。少なくとも納税義務者というのは明確になっていると思いますよ。少なくとも、個人であれ法人であれ、個人であれば戸

籍簿に登記されている、あるいは法人であつても登記されている。登記されて確認されているわけですね。外国人の際でも、やはり納税義務者というのは登記されているわけですね。はつき

りしているわけです。ところが、人格なき社団というのは登記されていないのですよ。これが納税義務者であるという判定は、これは何を根拠によつてやるか。私はどうしても疑問が残っているように思ふのですがね。もう少し

し説明して下さい。

○政府委員(村山達雄君) まあその事態から考えてみますと、法人が何かある業務をやっております。興行場でも

けつこうですし、それから酒類の製造でもけつこうでございます。だれかがやつておるから製造場があるわけでありませう。だれかがやっているからその興行場があるわけであります。法人がやっているか、個人がやっているか、人格なき社團または財団がやっているかというか、個人格なき社團または財団に該当するかどうかという問題も、ちろん問題になりましようけれども、本来経営主体があるわけでございませうから、法人でもない、個人でもないとい

いうことになりました。おのすからそこに人格なき社団または財団が普通やっている場合が通常だと思っています。その場合に法律は、ただ管理人の定めがあるとかんたかというところはございますが、人格なき経営の実体があるわけでありますから、だれが経営者で

あるかと、これを見ればいいんだろ
うと思います。

○須藤五郎君 関連して。今、村山主税局長の答弁では、人格なき社団を認定

するのは税務署だと、こういふ返事だったと思うのですが、それ自体が憲法違反ということになるのではないかしらと思うのです。第一線に働いている人たちの中にはひどい人もたまにはある

わけですが、その人たちに判断権を与えてしまふということとは、これはたいへんなことになるのではないかと思うのです。正しく国民の権利を守る憲法に従い、筋を通して課税しなければならないと思います。だから、憲法八十四条を

正確に理解することがまず第一の急務だと思ふのですが、憲法八十四条の「法律の定める条件」という、この「法律の定める条件」というのは一体何なんぞ

すか。「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と書いてありますが、「法律の定める条件」とは何ですか。

○政府委員（村山達雄君）　ここで書かれておりますのは、課税の要件を書いておりますものとわれわれは理解しております。

○須藤五郎君 この「法律の定める条件」というのは、私は属地主義だと思ひますが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) 別に、属地

主義……。どういう意味で、お使いになつたか知りませんが、施行範圍、これももちろん一つの問題でございましょう。それ以外に納税義務者はどういふもので、それから課税標準はどういふもので、それから税率はどういふものか、それからどういふふうにして算出するか。要するに、法

律を見ますれば、だれがどういふ金額を基準にして、どういふ税金を納めるのかということを明らかにすることのため、このように必要とする要件、こういふ

ふりに考えております。

○須藤五郎君　だから、まず第一に、課税する場合はその人のとにかく住んでいる所、そういうものをはつきり認識することがまず必要なんでしょう。

だから、僕はまず「属地主義」によつて課税といふものが起こつてくると理解するのですが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) これは最近では、最高裁の判決の理由の中でそのこととに触れております。本年の二月二十

八日でございますして、その中では最高裁はこううたつております。「同八十四条は」といふのは今の規定でございます。「あらたに租税を課し、又け

○政府委員(村山遼雄君) 今、属地主義の意味が、そういうことだということ

おるので、それぞれ税務執行を担当する側は、その法規の解釈をしているわけでございます。それから、納税者は

うことは明らかにしていく必要がある、このようなやむやな状態の中で

租税債権の発生、消滅を問題にしたいわけでございます。ですから、国の側

を受ける根拠というものはどこにあるのかと、こういうことです。

○政府委員(村山達雄君) 具体例で申し上げますと、たとえば給与所得者、われわれもそうでございますが、われわれは所得税法上の納税義務者なんです。しかしながら、われわれが税金を納める手続は、所得税法の規定によりまして、みずからこれは申告するわけではございません。役所なり会社なりが源泉徴収票で毎月取っていきばいいわけです。年末調整で調整してしまえば、それで納税義務は完結するわけです。それで、国との間の税金を納める過程というものは、その徴収義務者たる会社なりあるいは役所なりが直接国に税金を徴収して納付するという義務を負うわけです。国税通則法で問題にしておりますのはその部面なんです。徴収して納付すべき者を納付しなかつたときにどうして催促するか、こういう問題でございます。したがって、われわれ月給取りには関係のない問題でございます。各税法で納める義務のある者、これが納めないときにどういう手続をとっていくかというのをきめていくのがこの手続法なんです。したがって、いままで、通則法では各税法の納税義務者を全部こで出す必要はないわけでございます。国に具体的に納付する義務のある者だけをとりえて、それがどういふ過程で納まつているかというところだけを問題にすれば足りるわけでございます。したがって、これは別の言葉でいいますと、これで新たに納税義務を課したわけでもなんでもございせん。現行の各税法のうち徴収義務者として規定されている者が結局徴収して納付するわけですから、その納付というところだけをとりえてこれから規定していくというわけではござ

います。それを一々長たらく引きまして、各税法の定める納税義務者のうち、自分でみずから納める義務があるものと規定されている者、そのほかに徴収義務者のうちその徴収して国に納める義務があるものとされている者、これらについてはこれこれこれと一々言うのはたいへんですから、ここで簡潔に、以下納税者というのはいさうい意味で国と徴収面で直接関係のある人だけでございます。こういうことを申し上げようとしていっているわけではござい

○荒木正三郎君 質問を簡単にします。所得税なら所得税の場合、所得のある者が直接納めないで、会社なり役所なり、徴収者が集めてきて、そうして一括して納める、こういうやり方をしているわけですね、これはしかじやないですか、個々から、それでは繁雑だから、集めてきてやっている、こういうことになれば、国の事務を委託してやっていると、解釈が成り立ちません。成り立てば、そこに費用弁償が起こつてくるという問題はないか、この点を質問します。

○政府委員(村山達雄君) この点に關しても争いがございまして、これも先ほど引用いたしました本年の二月二十八日の最高裁の判決の理由の中に述べられております。これをちょっと読み上げてみますと「されば源泉徴収制度は、給与所得者に対する所得税の徴収方法として能率的であり、合理的であつて、公共の福祉の要請にこたへるものといわなければならない。これすなわち諸国においてこの制度が採用されているゆゑである。かように源泉徴

収義務者の徴税義務は憲法の条項に由来し、公共の福祉によつて要請されるものであるから、この制度は所論のうちに憲法二九条一項に反するものではなく、また、この制度のために、徴税義務者において、所論のような負担を負うものであるとしても、右負担は同条三項にいう公共のために、私有財産を用いる場合には該當せず、同条項の補償を要するものでもない。」「こういうことがうたはれていっているわけではござい

○木村福八郎君 さっきの人格なき社団の場合ですね。罰則規定は免かれませんが、刑上の罰は科せられないとしても、今度は税金を納めないような場合の差し押えとか、そういうようなものは、税務執行上のそういう措置はできるわけですか。

○政府委員(村山達雄君) それは現行法でございます。その点は何ら改正は加えてございせん。

○木村福八郎君 今度人格なき社団の場合ですね、罰則規定を除きましたけれども、実際にどうなんですか。たとえば労働あたりで問題になっておりますけれども、やはり税金を納めなかつたら差し押えとかなんとかとどんやうなやり方をするわけですか。

○政府委員(村山達雄君) 当然それは滞納処分に関する現行の国税徴収法の規定の適用がございまして、そういうふうになれば、差し押えも公売処分もやり得るわけではござい

○政府委員(村山達雄君) 全部はわかりませんが、中には差し押えているものもあると聞いております。

○木村福八郎君 もう少し明らかに。全部じゃないけれども、まだやらのめもあるんです。

○政府委員(村山達雄君) 中には、私の聞いた範囲では、税金はとりあえず納めておられて、人格なき社団で、別に訴訟を起こしていろいろのめもあると聞いています。こういうケースについては、すでに納まつておりますので、差し押えの問題は当然ないわけではござい

○木村福八郎君 その訴訟の一番焦点はどういうところにあるんですか。

○政府委員(村山達雄君) 今おっしゃつたのは労働の、私たち人格なき社団と一般に申し上げていっているんですが、労働については差し押えているというところはないと聞いております。人格なき社団一般については、これは別に差し押えているものもござい

○木村福八郎君 それは滞納とかあるいは税金を納めないという事例が労働についてはないということなんです。ね。ちゃんと納めているということなんです。

○政府委員(村山達雄君) ですから、税金は税金で納められてい

規定は全然関係ないのです。影響ありません。

○政府委員(村山達雄君) 関係ございせん。今度の改正で関係があると思はれば、今の争っている間でございまして、従来は公売まで行つたわけではござい

○平林剛君 通則法の八十三条についてちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。八十三条は、協議団による審理を定めた規定でありますけれども、協議団の運営に關し必要な事項は、政令で定める。と第二項に掲げられております。今後政令で定めるときどういふ考えを持っておられるか、この際基本的な考えを明らかにしておきたい。

○政府委員(村山達雄君) これは現行法でも同様でございますが、政令面ですらうと思つております。この問題は實際問題が相当ござい

○平林剛君 たえば協賛団の構成員の過半数を非常勤の民間学識経験者をもって、そういう人を委嘱する、あるいはそういう意見について国税庁の長官や国税局長の指示を受けないようなことにする。いろいろ協賛団の運営について、従来の運営に異見がある問題については、政令を定める際にこれを受け入れていくお考えがありますか。

○政府委員(村山達雄君) 今おっしゃった第三者たるものを入れるかどうかという点につきましては、これは調査会でも詳細に検討いたしました。現段階ではそのような改正をしないほうが適当である、こういう結論でございます。その点について改正を加える意図は持っておりません。

○平林剛君 なぜ改正をしないほうが適当であると考えられますか。その理由はどこにありますか。

○政府委員(村山達雄君) 論議せられました中心は、税に関する事実と申しますのは非常に専門的事実である。事実を正確につかみ、それと法律の解釈適用の問題、第三者を入れるということになりますと、これはかつて戦前は同じようなことがあったようでございますが、公選による所得調査員、この制度の運用をはかったわけでありまして、シャープ税制のときにそのことが問題になりました。プラスかマイナスかという判断が非常な論議を呼んだわけでございますが、事務の性質から申しまして、やはり専門家のほうがよろしい、能率的であるということ、それから第三者を入れることもするとすると思わしくない夾雑物が事務の性質上入ることが多い、こういう意味でシャープ

税制のときにもこれは否定的な解決になつておるわけでございます。それで、税制調査会においても論議したわけでございますが、現状においてもやはり、専門家からなる練達堪能な人を当てればそのほうがよりスムーズにいくであろう、こういう結論でございます。

○平林剛君 その問題については私は議論がありますけれども、もう一つの法律案を読んでいてどうもわからない。実際上の問題にあつてたいへん困るだろうと思ひまして、その解釈を明らかにしておく必要を感じますからお尋ねしますが、第十條の五項について、これは書類の送達について規定した条項でございますが、その五項に「次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。」と書いてあります。その第一の「送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出席しない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまをえのあるものに書類を交付すること。」この「相当のわきまをえのあるもの」というのはどういふ人々をいふのですか。

○政府委員(村山達雄君) これは民訴百七十一條でも同じことが書いてあるわけでありまして、われわれがこれを文章で読みますと、書類の受領について相当のわきまをえがあるというふうに書いてございまして、したがって、これはいふなかつた場合にはこの人に渡せるといふ条文ですね、それで有効の送達になるのだということがわかる程度の人であればいいのだらうと思ひます。受領

についてわきまをえがある人であればいいのだ、こう思ひます。

○平林剛君 これは「受領について相当のわきまをえのあるもの」というのは、どういふことですか。

○政府委員(村山達雄君) ですから、これはわれわれが解釈しておりますのは、そういうことであらうと思ひます。送付とか、あるいは中身は更正決定の通知書とかいろいろございまして、その中身についてのわきまをえは必要ないので、これは御主人がいなければ、だからあなたに渡すのだ。渡すについては、あなたに渡していけば本人に渡したと同じ効果になるのだから、間違ひなくお渡し下さいと言つたら、ああわかりましたといつて、その事柄がわかればいいのだらうと私は思ひます。

○平林剛君 ちつとも法律的な解明になつていないじゃないですか。これは私はまことに実際の業務に当たる者は困惑すると思ひます。また、その間に争ひが起こるだらうと思ひます。もう少し法律的に筋道を立てて、ああそうですかと云つたからそれで渡したというふうな無責任なことではなくて、もつと解明しておく必要があるのじゃないのですか。今ので実際の業務に支障ありませんか。いろいろな問題が起きたときにどうしますか。

○政府委員(村山達雄君) これはひとりで通則法、税務だけではありませんで、民訴の場合におきましても、あるいは会社更正法等におきましても、同じような条文があるわけでございます。じやうな条文が書いてあるといふこととでありまして、ここでこの「わきまをえ

のある」といふのは、われわれがこれを読んでみますと「書類の受領について相当のわきまをえのあるもの」と書いてあるので、私はこういつたものだらうと、こう思ひわけでありまして。

○平林剛君 あつともわからない。第二号についてもやはり同様なことがありまして、この際解明しておく必要があると思ひます。「書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所でない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合、送達すべき場所に書類を差し置くこと。」この「送達すべき場所」とはどこですか。

○政府委員(村山達雄君) その送達の場所は十條に書いてございます。「国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。以下同じ)に送達する。」と、こう書いてございます。この場所でございます。

○平林剛君 それは一応法律的に解明されましたから、わかりました。しかし、第一号のところはもう少し理論的に解明しておかないと、実務のときに困るんじゃないか。二号もやはり少し問題があるね。置いとけばいいという書き方ですね、これは受領をこぼんだときは、置いとけばいいと。なくなつたときはどうするの。風が吹いて飛んじまつたらどうするの。こういうことになると、これも非常に実際の問題として困るんじゃないかと思ひうんだが、どうですか。

○政府委員(村山達雄君) それはさらに政令でその事柄をはつきりさせなくちゃいかぬというようなことが書いてございまして、現在の国税徴収法施行規則第二條(税務署所屬の職員は、……の規定により交付送達を行った場合には、その交付を受けた者に対し、その旨を記載した書面に署名捺印をしなければならぬ。この場合において、その者が署名捺印をしないときは、その理由を附記しなければならぬ。」「税務署所屬の職員は、法第五條第三項第二号の交付送達を行った場合には、前項の書面にその旨を記載しなければならぬ。」「差し置いたときには事跡を明らかにしない」といふことをすべて要求しているわけでございます。

○平林剛君 まあ実際の税務行政に当たつた場合には、われわれがここで議論する以上、あるいは想像する以上に、幾多の問題にぶつかると思ひます。ありますけれども、どうもこの法律は、ただいま質問をいたしましたように、きわめて御都合のいいような字句が書かれてありまして、そういう意味ではやはり税法として、私が先ほど指摘をいたしましたように、税務署のありはちよつと独善的なことがここに現われておるといふことを指摘しておきたいと思ひます。

第十六條について私はもう一度見解を承りたいと思ひますが、これもどう考えてもおかしと思ひますが、それは第十六條の一項一号に申告納税方式の規定が書いてありますが、申告納税方式というものは何ぞや。ここに書いてある四行は、私はその内容から読みますと、掲げた申告納

税方式の印象あるいは概念、これを根本的にひっくり返してしまふようなことが掲げられておるのであります。そういう意味では適切な表現ではないのでないか。だから、やはりこれは「申告納税方式」と書く以上は、納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とする、これだけでいいんじゃないかと思うんですよ。その次に書いてあるような「その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかった場合その他当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定する方式」が申告納税方式というのは、どうも拡大解釈であり、申告納税方式というのがこれでございますというには、ふざけにくい表現になっているのではないか。実際の青色申告とか白色申告という現在の税制の現状から考えますと、実際のことは私よく承知しています。承知はしておるけれども、少なくとも国税通則法という通則的なものを掲げ規定をする法律案の表現としては適當でない。実際はこうなんですよということはよくわかるけれども、通則的な規定としてこれは適當でないと思うのですが、いかがでしやう。

○政府委員(利山澤雄君) 問題は、申告納税方式というところになくて、通則法できめていきたいのは、申告納税方式による国税がどういふふうにして義務が確定するかという問題でございます。それで、具体的に――抽象論をやっているわけじゃございません。具体的に納税義務が発生すれば発生したものに、納付書で納めていただく

ます、こういうことでございます。したがって、あくまでも具体的な問題でございます。申告納税方式にかかる税、それからそうでない税というのは、税一本でもってきまっているわけです。この立て方は、申告納税、所得税というのは、申告納税方式にかかる税金でございますと、こういったものの立て方をしていくわけなんです。しかし、その中で確定という問題になりますれば、そのうち申告納税にかかる分については申告で確定いたします。しかし、間違っておって税務署が増徴するあるいは減額する部分については、その処分によって確定するといわざるを得ないわけでございまして、これは現行法でもそのとおりでございます。とらえる角度が、各税がどういふふうにしてきまるといふことを、その手続と、要件と、それでどんな書類を出すとか、きまつたものはいづから、その納期はいづで、どういう納付書なのかあるいは納税書を添えて納めるのか、こういう具体的な手続上の問題でございます。したがって、そのいわゆる申告納税方式にかかる税につきましても、申告によって確定する税については規定する必要があると同時に、申告以外の処分によって具体化する税についても明確にしなければ、国税通則法の今の徴収とか納付とかいう問題を具体的に取上げていくのですから、だから、それをきめようということですから、ここはやはり申告納税方式によるものでありましても、その税務署長の処分によって確定する分についてもこれは規定する必要があるわけでございます。ここは柱書きでございます。これはこういうものでござ

ざいます。具体的にはどうなるのだということは、先ほど申しましたように更正の請求、それから更正決定のところにそれが出てくるわけでございまして、申告と申ししましても、これは柱書きでございまして、あとを見ていただくとわかりますように、期限内申告にかかる分については、その期限内申告で確定するし、期限後申告でおくれたたことがいいとか悪いとかいうのは別です。ただ、本質は期限後申告した税額によつて異なります。それが正しいとかなんとかと言っているわけじゃございません。そこで初めて納付の義務が起ころのだと言っているわけでございします。あとで間違いました、修正申告いたしますといえは、その修正申告が正しいとかどうか言っているのじゃございません。ここで言っているのは、ふやしたならばふやした限度において後納付の問題が生じますということをやつたつてにすぎないわけでございします。正しく書こうとすれば、まさしくこれを抜かしてはいいかぬわけでございます。

○平林剛君 私、税制やその他の関係の条項について触れているわけじゃない。申告納税方式と書いてある以上は、納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とする、とだけで足りるのではないか。この申告納税方式と掲げた場合に、申告がない場合はどうするということを書いてありますけれども、あるいはその税額が税務署長の調査したところと異なる場合のことが書いてございますけれども、それは申告納税方式という掲げた中で書く性質のものと異質のものでないか、こういうことを言っているわけ

です。だから、「申告納税方式とは、納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とする。」これだけで足りる。もしそれ以外の方法がなければ、国税についての納付すべき税額の確定する方式がなければ、別の項をあらためて書けばいいんじゃないか、こういうことを言っているわけです。いかがですか。

○政府委員(村山達雄君) このほうが正確であり疑問の余地はないと思います。また、こう書かないといたずらに疑問が起きるということでもございます。その前のところをちょっと見ていただきますと、こういうことを言っているわけです。十五条三項のところであるわけです。「納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定するはその税目ごとに話をしているわけでございます。こういう国税は要りませません」と、こう言っているのです。問題にしているのは、国税の税目を問題にしているわけです。第十六条で「国税に於ける納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式によるものは、当該各号に掲げるところにより、」そこで、「申告納税方式」としまして、「納付すべき税額が納税者のする申告により確定すること」、これだけでは定義でございませぬ。定義でございませぬ。次に書いてありますように、二項で「国税……についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。」と、こう書いてあります。一号に「納税義務が成立した場合において、納税者

が、国税に關する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされてゐる国税、これを申告納税方式と呼んでゐるわけでございます。したがって、ここでわかりますように、どの税が申告納税方式であるかということ、この条文ではきまりません。で、各税法を見て下さい。そのとき、約束は、ここに書いてありますように、納付すべき税額を申告すべきものに、納付しておれば、それがいわゆる申告納税方式でございます。それらの各部分の税額は、これは通則法でございますから、具體的の債権を問題にせず、ざるを得ぬわけです。それぞれの具體的の債権はいかにして確定するか、こう申しますと、申告納税にかかると分については申告納税、調査によって決定をした分はその部分、こういうふうにならざるを得ないわけでございます。そのことがあとで敷衍して書いてあるというところでございます。

○平林剛君 私、やっぱり政府の基本的な考え方が第十六条の第一項に現れてきておると思うのです。政府としては、やはり税額の確定の方法は、喜んで税金を納める人は今の政治じゃないでしよ、けれども、ある程度それを法律に書いてあるように、義務として喜んで納められるという体系に持つていく必要があるし、同時にまた、そのときは納付すべき税額が納税者の申告によつて確定する方向に政府自身が、あるいは税務署自身が指導して、いくということが必要なんです。それを便宜このほうがはつきりしているの、と言つて、実際にはそれが主として行なわれてゐるわけでありますが、税務署長の調査したところとは違ふから、

幾ら申告があつても税務署長の処分によつて確定する、これが申告納税方式だと押しつけられたのでは、国民は一体これからの税の納め方、あるいは税に対する考え方というものの対して、重大な錯誤を抱くのではないか。私はむしろ、納付すべき税額が納税者の申告により確定するということを原則とし、このための指導、PR、そして善政を施す、こういう建前にいかなくちゃいかぬのではないだろうか、このほうです。あなたの言ひ方は、このほうがはつきりしていると、この言ひけれども、これはお役所としてはつきりしているものであつて、国民のほうにはちつともはつきりしていない、こういうことになるのです。

ことに「当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り」と言うけれども、税務署の調査したもの、それから納付すべき納税者が申告したもの、その違いというものはどこで見るといへば、実際の税務署において課税標準率表とか効率率表とかいうものを使つてそれを押しつけているのです。ここに書いてある、「税務署長の調査したところと異なる場合に限り」とありますが、「税務署長の調査したところ」とは何を基準にして調査をされ、そしてまたこういう判断を下す場合のものさしは何によつてなされるものか。

○政府委員(村山達雄君) もう一度お答えしますと、ここで申告納税が軌道に乗つて、更正決定等がないほうが一般的に望ましいとかどうとかいう問題、あるいは本人の申告された税額が正しいとか正しくないとかいう問題、あるいは税務署長の調査では増額、減額したその税額が正しいとか正しくないとかいう問題、これはここでいう通り通則事項ではございませんといいことを申し上げておるわけです。通則法はそういうことを規定しようとしておるわけじゃないですか。ただはつきりした、具体的に債権として確定し、それから徴収の問題の起きるものはどの部分かどういふことになりましかつて、ことを書いてあるわけではございませぬ。そういうことは、これは今言つたように、現在盛らうとする通則法の範囲外の問題でございませぬ。

○平林剛君 どうもわからぬ。あなたは私の言つた趣旨もわからぬのでしょ、多分。

○木村福八郎君 ちょっと質問しますけれども、第一条の「基本的な事項」、これはやはり申告方式なんというのは基本的な事項、重要な事項になるのじゃないですか。その一つになるのじゃないですか。それについて、今平林委員が……申告納税方式といつたつて、それをこの法文自体、一項がみずから否定しておるよりに思ふのですがね。申告納税制度といふものと申告納税方式といふものと、どういふふうに違ふのですか。

○政府委員(村山達雄君) ここで言つておられますのは、先ほど来言いますよりに、申告納税方式の税金でもいろいろのきまり方をするわけではございませぬ。そこで、どういふ手続でどの部分が確定するかというのを言つておるわけではございませぬ。申告納税方式が望ましいとかいう話は、これは別の問題でございませぬ。そして、どの税について申告納税方式をとるかどうかという問題、これもまた各税法がきめておる問題でございませぬ。ここで言つておる必要がありませぬので、その限度において規定しておるわけではございませぬ、申告納税方式にかかる税金というものは、各税で、こういう税額を申告するといふものがそれぞれでございまして、それについては申告した部分は申告によつてきまします。そうでない部分はその他の処分によつてきまします。ここまではおるわけではございませぬ。

ですから、基本的な事項として、今の納税方式が何がいかにというよりなにと、それはもちろんございませぬ。したが、これはそれぞれ各税の性質によつてきまるわけではございませぬ。したが、各税法にまかされておる。ただ、今度の、通則法ではございませぬが、各税法の改正後における申告納税方式と賦課課税方式を申しますと、間接税も原則として全部ほとんど、いわゆるこの申告納税方式に移行した残りのものは、税関から引き取る場合の内国消費税をかける場合でございませぬが、これは申告納税に乗りかたがたでございませぬので、賦課課税として残つておる。あるいは場内消費税をした場合、これは普通の製造者がやるわけではございませぬ。そういうものについては、直ちに税金を徴収する必要がある。申告は期待できないわけではございませぬ。申告は賦課課税方式によりまします。それから、同じく、本税は申告納税方式をとつておりました。あなたの申告は過少であるから加算税をかけます、かけざるを得ませぬ。この加算税をかけるのもこれは本人の申告を期待するわけには参りませぬ。その

いう意味で賦課課税になつて残つておるといふことではございませぬ、しかし、これらはいずれもその税の性質から見て申告を期待しがたいもの、こういうものを賦課課税として残しておるわけではございませぬ。どの税を申告に持つていき、どの税を賦課課税に持つていくかというところは、各税法の問題でございませぬが、中身から申しますと、大部分が申告納税方式になりました。た、こういうことでございませぬ。ただ、いわゆる申告納税方式について、その部分々々の税の確定の点につきましては、それぞれの手続を経てきまることになりまします。納付との関係においてここで明らかにしておる、こういうことでございませぬ。

○木村福八郎君 その説明は一応わかるのですけれどもね、この十六条の一項を普通に読みますと、実際問題としてです、どうも申告納税方式といふことはわかるのですけれども、実際問題としてどうも、この賦課課税といふことになつて申告といふことは一つの参考みだいになるのじゃないか、実際問題としてです。そういう気がするわけではございませぬ。実際にこの原則以下があるために、どうも実際これはみずから申告納税方式を否定するよりの規定のようにわれわれしるうとにはどうしても解釈されるのですがね。これはあつたがたいといふんですがね。そうすると非常につきりわかるのです。それで、たとえば建前は申告納税方式になつておるけれども、実際は最後は税務署長がきめるということになれば、これは実際問題としては賦課課税になるものであつて、どうもみずから申告納税方式を否定し

てゐるよりに解釈されるのですがね。その点は、われわれまだどういふしろりとでわからないかもしれませぬが、もう少しそのところをわかるように説明してもらいたいのではございませぬ。

○政府委員(村山達雄君) どういう角度から言つたらおわかりいただけるかと思ふのでございませぬが、あつたの手続を見ますと、申告されたその税額は、申告期限はきまつておられます。そこで確定しますから、納付の問題が起きます。申告納税方式でございませぬと、自分で申告したものはそのときに期限内申告の分については、法期限内にそこで確定したことになりますから、納めて下さい、こういうことになつておるわけではございませぬ。それから、修正申告でございませぬと、そのときにあなたの申告に基づいて確定したのでございませぬ。これは納期の関係。それで、それ以後でなければ納期の問題は起きないのでございませぬ。もちろん更正決定といふことはございませぬが、更正決定によつて増減額が出ますと、その決定通知書の納期限を指定することになつております。更正決定通知書を発送する日の翌日から起算して一カ月を納期限にして納めて下さい。こういうわけで税額そのものの決定は、もちろん更正決定通知書によつてきまるわけですが、納期は指定納期限一カ月後に納めていただきます。こういうことになつておるわけではございませぬ。そこで納まらなければ督促状以下の問題が発生するわけではございませぬ。賦課課税でございませぬと、本人が申告されるのは一つの参考としてであつて、だいいしておるわけではございませぬ。先ほ

でゐるよりに解釈されるのですがね。その点は、われわれまだどういふしろりとでわからないかもしれませぬが、もう少しそのところをわかるように説明してもらいたいのではございませぬ。

暫時休憩いたします。

午後三時四十一分休憩

午後四時八分開会

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を再開いたします。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○木村禮八郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、国税通則法案について反対をいたします。

反対の理由を述べると先だちまして、まだこの法案が十分に審議されない段階において、自民党側から強硬に質疑打ち切り動議が出されて、非常にも不明朗なまま討論採決に持ち込まれたわけですが、衆議院においても十分審議されず、参議院においても十分審議されず、またあとも触れたいと思いますが、本来ならば国会法五十一条二項に基づいて公聴会を開かなければならないことになっているのに、公聴会も開かない。これでは国民に対して、国民の権利義務に非常に重要な関係のある重要法案について審議を尽くしたとは言えないと思うのです。国民に対して相済まぬと思う。その責任は全部自民党の諸君に私はあると思ひます。非常にきわめて遺憾であつたという事を申し上げなければなりません。

○高橋衛君 この際、すべての質疑を打ち切り、直ちに討論、採決に入ることの動議を提出いたします。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまの動議に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(棚橋小虎君) 多数と認めます。よつて、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。(ちよつと独断過ぎるな「公聴会はどうしたんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君) 速記をつけ

基づいて制定されているのでありまして、納税者を保護するという精神から制定されたものではありせん。政府は、本法案の提案説明において、あたかも納税者の利益になる法案であるように述べております。たとえば、第一に、現在日本には税金の種類が非常に多い。それぞれの税金がそれぞれの税法として規定されて、それらを通ずる共通の問題も個々の税法の中に規定されている。たとえば、申告とか、あるいは更正決定、あるいは再調査、審査の請求とか、税務職員の問題検査とか、加算税とか、利子税とか、罰則、そういうような各税法に共通な問題が各税法ともそれぞれ書かれてある。そこで、こういう共通的な規定を一つにまとめたのである。それから、第二に、現在の税法が非常に難解であるから、これをわかりやすくしたのである。しかし、わかりやすくするといつても、依然としてまだ難解でございますが、政府はそういう理由によつて、その理由が本法制定の趣旨の一つであると言つております。あるいは、第三に、納税者の救済規定を拡大している。あるいは、第四に、税制調査会に諮問して学識経験者の意見を十分聞いたのであると、こういうふうに本案の制定の理由をあげております。しかし、これは表面的な理由であつて、その限りにおいてはけつこうであり、反対すべきものはないと思ひます。しかし、こうした提案理由だけを聞かされておると、この法律は何でもない法律である、税法をわかりやすくし、そして各税法の共通部分を統一したにすぎないのだと、こういう政府側の宣伝に国民はごまかされてしまふ危険があると思ひます。しかし、この法律の制定のほんとうの理由は、このような表面的な名目的な理由にあるのではなく、絶対ありません。この法律制定の基

本的精神は、一言で評すれば徴税強化にある、また徴税権力を強化する点にある。いかにして税金を取りやすくするにしようとするかという点にあるのであります。納税者を救済し保護することにあるのではないと思ひます。その証拠には、本法の目的を規定した第一条は、これまでの審議で明らかになりましたように、納税者の立場を十分に保護するという規定がないのであります。この第一条は、あくまでも税金を取り取る側の権力者側の規定にすぎない。税金そのものが日本の今の現状では非常に重いために、納税者はいろいろ苦心しまして、税金の負担からの苦悶と苦慮しているわけでありまして、それがよく苦慮しているわけでありまして、そこで、政府は、通則法第一条に規定されているように、「税務行政の公正な運営を図り、」とか、あるいは「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資する、」という名目で、結局は徴税強化をはかろうとしていると思ひます。そして、中小企業者の非常に猛烈な反対がありましたので、税制調査会の答申の中にいわゆる五項目というものがあげられました。それは一応削除せざるを得なかつたわけでありまして、大蔵大臣に対する質問によつて明らかにしましたが、この法案は税制調査会の答申の精神に基づいて作られたのだ、その精神を尊重してと言われまして、税制調査会の根本の精神は五項目にあるわけですが、一番の中心は、この五項目はあくまでも徴税の権限を強化するといふことが五項目の

骨子であります。答申全体を流れる精神は徴税強化にあるわけであり、それでこの答申はドイツのナチの租税適用法を参考として作られたというわけであり、そういう徴税強化を根本の精神とする税制調査会の答申に対してこれが作られているのでありますから、たとへ五項目を削つても、その本質というものには変わらぬと思ひます。やはり権力者側において徴税を強化するという性格といふものは、決して変わらないと思ひます。これがこの法案に反対する第一の理由であります。

それから、第二の理由は、この法案は本末を顛倒している点であります。徴税を強化しなければならぬのは税負担が重くからでありまして、税制調査会の答申にも明らかなように、日本の現状としては、諸外国に比べても、戦前に比べても、税負担がきわめて重いわけであり、それから、税制調査会は、大體国民所得の二〇％程度の税負担にすべきであるといふ答申が行なわれているわけであり、その税制調査会の答申に沿つて思ひ切つてここで減税すれば、徴税をそんなに強化し厳格にしなくても、私は徴税といふものは円滑にいくと思ひますが、ですから、まずこういう国稅通則法のような徴税強化を根本の精神とするといふ法律案を、急遽ここで制定する前に、税負担を軽減するといふことと、それから税負担を公平化させるといふことが先決問題だと思ひます。今の徴税の現状は、税負担が重くばかりでなく、もう著しく不公平です。予算審議の過程で明らかになりましたが、たかさんの資産所得が課税されないうで放任されているのです。各種の譲渡所得

とか、あるいは土地の譲渡所得、あるいはまた国民貯蓄組合法を悪用して、そうしてたくさん資産所得、不労所得が、働かないで得られる所得が課税の対象に置かれていたのです。そういう点から見ると、実に不公平な税制になっていくと思うのです。そういうことを改めるのが第一の問題であって、何もここで通則法を急遽制定する必要はないと思うのです。

それから、第三の理由は、百歩譲って、制定の理由があるとしても、制定の時期はこれは尚早であると思えます。これは税法学会の意見もありです。その他各方面から非常な反対があるものでありまして、したがって、十分に学識経験者あるいは利害関係者の意見を徴して、そうして慎重にこれは制定すべきであったと思うのです。税法学会の意見書にもそういう点が述べられておりまして、一年や半年の間にこのように国民の権利義務に重大な影響を及ぼす法案を断々に作って実施に移すべきではないと思う。時期尚早である。なぜそんなに急いでこれを実施しなければならぬか、その理解に苦しむわけがあります。

それから、その次は第四の反対理由であります。この法案の審議がきわめて不十分であるということです。これは先ほど冒頭に述べましたから、簡単に申し上げますが、衆議院段階でも十分審議されておられません。参議院の段階でも審議は不十分。ことに、途中で自民党が審議を打ち切ってしまった。これは国民が非常に不満に思うと思います。われわれはいたずらに審議を延ばしているわけじゃありません。審議して、重複質問がたくさん出てき

て、そして明らかに引き延ばし作戦をやっていると見られる場合には、これはいたし方がないかもしれません。しかし、疑義を明らかにするために一生懸命にやって、まだまだ逐条的に検討すれば疑義を明らかにしなければならぬ点はたくさんあるものであります。それを明らかにさせないで審議を打ち切ってしまった。それから、国会法第五十一条二項に違反して公聴会を開かなかった。これは非常に遺憾な点であると思えます。

それから、最後の反対理由であります。それは施行期日についてでございます。この法案は四月一日が施行期日になっております。わが党としましては、本日はもう四月二日なのでありますから、施行期日は修正をいたしまして、「四月一日」実施にしたいの「を」を「交布の日」というふうに改めるべきだと思えます。この点につきましては、参議院の法制局等の意見を徴しましたが、実施上差しつかえないと、こういう御意見でございますが、日本社会党としてはこの意見に承服することとはできません。これは修正をしない法律に空白の期間ができるのであります。これは違法の性質を持つと、こう考えているわけです。だから、当然「交布の日」と改めるべきである、こういうふうに考えております。

以上五点到りまして反対の理由を開陳したわけでありまして、以上のようない理由によりまして、日本社会党はこの国税通則法に絶対反対する次第でございます。○永末英一君 私、民主社会党を代表いたします。ただいま上程されて

おります二つの法案について反対の意見を述べます。

第一は、本委員会の委員長が非常に公平に審議を進めているその最中、しかも十分審議が尽くされていない段階で、自民党の側から審議打ち切りの動議が出て、審議が十分されていないままこの法案審議の終結を見つづけるという事態を、非常に遺憾に存じます。なぜならば、これはそれぞれの各政党の問題ではなくて、納税者である国民が、自分の財産等について国家権力によって制限をされてくる、その態様について非常に重大な関係を持つている法案を審議する場合には、審議だけは十分に尽くさねばならぬと考えるからであります。たとえば、本国税通則法が、その基本的な性格をいたしてあります。その第一に盛り込まれておるといふことでございすけれども、その中には、この法律には国税についての基本的な事項が盛り込まれておるといふのです。しかし、私どもが考えるところによれば、国民は憲法によって納税の義務を与えられておりますが、その納税の義務の果たし方については、今まではそれぞれの方々の税法上の扱いが規定されただけであり、その義務を遂行する場合に、一体国民の利益というものはどのような国が守らねばならぬかということに規定した法律はございません。しかし、問題は、昔のように、国と国民とが上下関係に立つのではなく、いやしくも財産に関する、あるいはまた経済的財に関する問題については、国と国民とは同等の立場において行なわれるべく、取り扱われるべきだとわれわれは考えるからである。すなわち、言葉

をかえていけば、昔の権力主義的な一つの租税徴収体系というもののについて、国民はこれを強く是正を望んでおったと思うのです。もしもこの国税通則法がそういう点について新しく今まで多岐であったいろいろな法律をまとめて、一つの基本的な通則法を作ろうというのであれば、この点こそは見のがしてはならぬ最も重大な点であつたと思うのです。ところが、残念ながらこの点が貫かれていない。たとえば、国民が、各税の決定があつた場合、それが不服と考へた場合にいろいろな審査要求をしたりしようというところが、この法律では他法の成立を待つがためにその施行期日が十月一日まで延ばされている。私どもは、その不服審査等の件について十分にこれに国民の権利が担保されていると思いませんけれども、今まで政府当局が説明したところでは、従来よりははるかに国民の利益が担保されているとするならば、他法の成立を待たずして、もっと早くからこの法律案の中に施行期日をきめるべきが至当であつたと思ひます。すなわち、これを半年も延ばしておるといふ一つの身がまえの中に、この国税通則法自体が国民の利益についてにはなだ考慮するところが少ないというところを暴露しておるものであると考へざるを得ないわけでありまして、したがって、こういうものについて国税通則法という名前を冠するのは、はなはだどうも羊頭を掲げて御肉を売つるものではないか、むしろ徴収手続法、その程度のものであつて、もしもこれを

もつて、国民が国税に対するいろいろな考え方に、一応これで終局的な筋道が立つた、こういうふうに考へるならば、とんでもないことだと思ひます。そういう観点から、この国税通則法という名前、しかも目的にあげられたことが満足せられていないという点に、私どもはこの法案に対して賛成できないという基本的な考え方をもちます。

以下、国民の利益がどのように担保されていないかということ、事例をあげながらわれわれの反対の意見を陳示したいと思います。

第一は、最初この草案が出ましたときいろいろな意見が出ました。最終的には、実質課税の原則等五項目にわたつて今回は規定をしなかつたということでございます。規定をしなかつたのが、一体今の観点からすればどうなつておるかと思ひます。これをもし何らか抽象的な規定を設ける、あるいはまた何らかの規定をもつてこれを執行していくということになりますと、国民が、この法文に盛り込まれた文章だけでは推測、予知でき得ないような事態において、税務行政機関の判断によつて措置せられる、こういうことが非常に国民に不利になるのではないかと、こういう判断が政府当局にもあつたために、これを今回盛り込まないで済ましては、この点について、ある部分については、相当長い間の成熟を待たなければできないという考へもございす。ある部分については、何らかの契機があればこれを盛ろうという点については、国民は非常に不安の念を持ってこれを見ておると私どもは考へる。この政府の考へ方については賛成をいたすわけには参りません。

第三の問題は、納税の態様を申告課税と付加課税と二つの方式に分けました。しかし、申告納税制度が昭和二十五年以来、シャープ勧告に基づいて設けられましたが、その当時には片や申告納税制度を設けながら、片や所得税、法人税等におきましても、推計課税が白昼大手を振って堂々と行なわれてきておる。つまり、国民には一応申告はさせるけれども、政府のはうの見込みによって、行政機関の見込みによって推計をやつてよろしい、こういうことが行なわれておる。もし租税通則法が一応申告納税方式をとるいろいろな税目をきめざるならば、これを主軸にして物事の手続をきめるべきであつて、推計課税方式の残滓を残して、これを運用すべきでないといわれは考へます。これが本委員会におきましても、規定には十六条等においてなおその遺物を残しておるがために、いろいろな疑義が出たと私も思うのであります。私どもは、税務官庁が、たとへば政府が所得倍増計画によつてかくかくしかじかの職業種には大体これくらい所得の伸びがあるだろうというふうな、間接的な一般的な経済の成長発展の速度を片や考へてやるが、そうしてこの世帯には大体このくらいの収入があるのではないかとというふうな見込みを片や持つて、もし一方的な判断を持つて、調査をしたと称して申告納税の結果に対して違つた結論を出してくるとするならば、ゆゆしき重大事であると思ひます。しかも、そのゆゆしき重大事である見込みは、通則法においては決してぬい去られておりません。私どもは、この申告納税制度が民主的な納税制度として主軸として運用

用していくべきものであるといふのならば、政府はこれまで行なつてきた推計課税の方式を改めて、もしわれわれ主権者である国民が申し立てておられる課税の態様についてはそれに即して、あるいはまた国民が作り上げる租税関係の法律に即して、これを政府側が一々これに對して反駁すべき点があれば反駁すべきである。それと無関係な一般的な条件を理由にして、国民の所得を勝手に推計してもらうのは、はなはだ迷惑千万であるとも私は考へまして、こういう点をもつと強く政府当局の考へ方をただしたかつたのでございしますが、先ほど申し上げましたところの事情によつて、本委員会でも十分に尽くされておりましたことをはなはだ遺憾に存じます。したがつて、またその点の不明な点を残したままでございしますから、こういうふうなやり方については、われわれとしては反対をせざるを得ないと申し上げざるを得ないのであります。

第四点は、新たに納税者の概念が作られました。これは従来の納税義務者、あるいはさらにまた源泉徴収義務者であるとか、特別徴収義務者であるとかいふものを一緒にしました新たな概念でございします。憲法に認められている納税の義務、これを果たすべく直接国庫に自分の所得から支払ふべき納税義務者と、それから手続上政府が何らそれに対して反対給付を行なわないで単に税務行政の便益のためにいろいろな今までの納税をさせるものを作りました、こういうものを同じ概念に取り扱われて、そうしてこの通則法によつてはそれらがいろいろな税務行政上のルートに乗りました場合には、いろいろな問題を起した場合には、一列平等にこれを取り扱われるということには、私は概念上も非常な不当な拡大であつて、そうして実質的にはこれら納税義務者以外に新たに納税者の概念に包摂されてくるところの人々に対して、非常な不便を与へ、不利益を与へるものになつておると思ひます。この点につきましても、政府の見解を十分に実態に即してただしたかつたのでございしますが、残念ながら時間がございせん。こういう点についてはわれわれははなはだ遺憾である。これらの概念を、どうしてこれを作る必要があるかといふことについて考へます場合に、私どもは本国税通則法のような姿でこれが出されてくることには反対をいたします。

第五点は、質問検査権に関する規定を、本国税通則法はいろいろな論議の末書き上げるに至つておりません。しかし、各税法にはこれが書き上げられておる。この点でございまして、国民の利益を守るというのならば、せめて、一番税制の末端において日常国民が突き当たる問題はこの問題でございしますから、これについては特にやはり法案の中に規定すべきが至当であつたと私は思ひます。他の税法それぞれを検討いたしますと、その質問の態様あるいは検査の態様、それにつけ加わる罰則の態様は種々まちまちでありまして、こういう点について国民の利益を担保するならば、その国民の利益を担保するといふ点において、やはり一般的な規定をこの通則法に盛るべきが筋道であつたのではなかつたかと思ひます。しかも、この点につきましても、当委員会におきまして、たとへば物品

税法あるいは酒税法等の点において取り扱いが一致していない、こういう点については私は質問を試みましたけれども、戦前の国税犯則取締法におきましても、規則を犯す者についてこれをやる、こういう考へである。いわゆる刑罰法におけるような犯罪の概念は使つていないように私は受け取つております。したがつて、その規則を犯した者については犯則嫌疑者という名前が使つてありますけれども、それを犯人であるとか、犯罪を犯した者というふうな一方的なきめ方をとつていないとわれわれは了承いたしております。ところが、このころは行政罰と司法罰と二つある。どちらも加罰の対象になる。その対象になる一つの事案というものは、これは犯罪と呼んでもいいのだといふような非常に法律用語上の混乱が整理されずにまだ残つていたのではないか。こういうことを考へました場合に、たとへばよりうらはらを考へますと、その具体的な事案に突き当たつた場合、納税者がこれに対してどの程度対応しなければならぬか。刑事事件につきましても、国民は黙秘権が憲法で認められてゐる。ところが、行政事件についてはその黙秘権があるのやらないのやら、行政上の都合からいへば、ないといつたほうが都合がいいかもしれないが、その相手方になる国民のほうからいへば、一体どの程度協力をしておれはいいのか、どの程度からは協力でないといふなされるのかといふようなことがはつきりいたさぬのに、加罰されてはたまつたものではなない。こういう点についての取り扱いの原則といふものがはなはだ不分明でございします。したがつて、私どもはそ

ういふ片手落ちなこの法案に対しては賛成をいたすわけには参りません。第六には、延滞税の新しい制度ができました。この延滞税が今までの利子税、加算税と合体して作られました新しいものではございしますけれども、たとえば法人の損金不算入という制度が、個人の損金に算入しないのであるから法人も算入しないというふうな一部分からえられた面がある。こういうかえらる面についての考へ方は、私どもは、もし片一方損金算入をして納税者の利益を保つというのなら、平等に法人にもそれを均霑すべきであつて、納税者の不利益のほうにしわ寄せをするといふような考へ方がわれわれには納得できません。さらにまた、納税の督促をやつて十日過ぎれば納める金は二倍になります。二銭が四銭になる。ところが、一方国民が納税をいたした場合には、余つてくる還付金を出さなければならぬといふような加算金は、国民が要求いたしましたして何日たつても二銭であつて、ちつとも上がらない。これまたはなはだ片手落ちではないか。国と個人とは経済的な関係においては平等であるといふ法則を租税法規でも貫くべきであつて、断じて国のほうが主であつて、国民の利益といふものはちつとも——不利益でもかまわないのだ、こういうことにならぬと思ひます。こういう点に対する考へが今回の通則法では払われていないといふことをはなはだ遺憾に考へる。この点についても賛成するわけには参らぬといふのがわれわれの考へ方でございします。

最後に、不服審査の点でございします。この点、先ほど申し上げましたと

おりに、一応この法案に書きながら、これをもし国民の利益を保つためにこれがせひとも必要だというなら、早い機会にこれを実施すべきである。半年もおくらせてはやつと待っているという態度には、私も承服できません。

しかも、協議団の内容、さらにまた行政訴訟を起しました場合は筆証の責任の所在がどちらにあるかということについては、法文に照らしてみましたが、場合にその解釈が、政府当局からの答弁がございましたけれども、はなはだ不十分ではないか。訴訟を起すのは国民です。しかし、その処分をしたのは行政機関であつて、その行政機関がなぜその処分をしたということを証拠をあげてまず裁判所に言うのが至当であつて、それが処分をやつたという行政手続の合理性だけを申し述べれば、すぐに筆証責任が納税者側にあるというように事項をこの通則法で設けてございまして、こんなものが一体納税者の利益を保つゆゑになるかどうか。こういうことを考えました場合に、私もはたかういふ考え方に對して反対をせざるを得ないと思つてございませう。

その他、法文に盛られましたいろいろな点について私どもは反対の点もあるでございまして、以上申し上げた重要な諸点についてなお整理することなく、疑点を説明することなく、これを譲りしようというのが現段階でございまして、民主社会党はこれらの諸点を勘案し、反対の意向を申し上げる次第でございませう。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表しまして、ただいま上程されました国税通則法案及び国税通則法の施行等

に伴う関係法令の整備等に関する法案に對しまして反対をするものであります。

政府は、納税者の利益に着目しつつ理解を容易にするためにこの法案を提出したと言つておりますが、これはまづかなうそいつわりであります。ほんとうに納税者の利益を考えての法案ならば、質疑打ち切りなどせずに、十分に時間をかけて審議すべきものであります。人民の利益を侵す法案なればこそ、その審議をおそれ、打ち切りをやつたのではないかと思つてであります。これは断じて許すことのできない行為だと思つております。

第一に、この法案にいう申告納税制度は全くのえせ民主主義納税制度であります。なぜなら、申告手続だけはアメリカの申告納税制度の形式のみを模倣窃用し、内容に至つてはナチス・ドイツの租税調整法における賦課課税制度をそのまま盛り込んだものだからであります。そもそも、申告納税制度とは、他の資本主義諸国の法制においては見られるように、納付すべき税額を納税者がみずから計算して申告納付し、それによつて納税義務が完結する制度をいふのであります。これに對しては、明白な証拠と納税者の合意を得た適正な手続を必要とする方式であります。もし両者間に合意が成立しない場合には、不一致の税額はあくまで未定であつて、最終的には司法裁判所の判定によつて初めて税額が確定する制度であります。このことは内閣総理大臣の諮問機関である税制調査会の国税通則法に関する第二次答申説明資料、第三十一ページ及び四十六ページにお

いて、アメリカにおける申告納税制度の説明として明確に記述されておるところであります。しかるに、本法案第十六条第一項第一号の申告納税方式に関する規定は、申告納税方式という巧妙な表現に名をかりて賦課課税方式そのものを伸しつけ、申告納税制度を根本から破壊しようとするものであります。

第二に、本法案第三条の「人格なき社団等」に関する規定に至つては、法人でもなく個人でもなく、したがつて法律上納税義務者としての適格性を全く持たず、かつ納税義務者として捕捉できないところの社団または財団を法人とみなし、いわば法律社会における幽霊を税務官庁の一方的判断によつて納税義務者にデッチ上げ、しかも所有権能力のないものから税金をもぎ取りとするものであります。このことと憲法第二十一条に保障されておる人格なき社団等が無数に存在するといふ現状とを對比して考えるならば、結局政府にとつて好ましからざる特定の民主団体のみを対象とすることに、租税公平の原則が根本的にくずされるばかりでなく、税務調査に名をかりて特定の民主団体の組織を破壊せんとする不逞な意図があると断ぜざるを得ないのであります。

第三に、本法案第二条第五号においては、憲法第三十条に規定する納税義務者以外に納税者というカッコつき納税義務者を新たにでつち上げたのであります。そして千二百万人余に及ぶ労働者階級が本来申告納税によつて納付すべき勤勞所得税を、納税者という給料支払い者から一方的に賦課徴収することによつて、一つには苛酷な税収

奪に對する労働者階級の民主的抵抗権を奪い去り、二つには給料支払い者に對しては刑罰規定で威嚇しながら、ぬれ手にアワの税収確保を合法化せんとするものであります。政府自民党がこのやうな国税通則法を恥知らずな手段をもつて強行せんとするのは、第一に、政府が現行税法に違反し不当な税収奪を行なつてゐることに對して国民各階層からの反対闘争が日まじしに強まり、特に総評の源泉徴収違憲の闘争、勤勞者音楽協議会の人格なき社団等に対する不当課税違憲の戦い等を先頭に、税制民主化の正当なる主張が政府の一番痛むところを鋭く突き、政府の護身を許さないところをまで追い詰めたからであります。そこで、政府はこの誤れる税収奪を改めるのではなくて、逆に税法体系を反動的に再編成し、その反動的な政策をあくまで貫こうとしてゐるのであります。これが第一の理由であります。

第二に、政府はこの国税通則法を使つて今日矛盾が激化しつつある高度成長、所得倍増政策をなお強行し、安保条約の実行、軍国主義の強化のための財源を確保するために税収奪を今より一そう強化しようとしてゐるのであります。ナチス・ドイツが戦時中に使用したドイツ租税調整法に見習つてこの法案を作つた政府の意図はまさにこれでありませう。これが第二の理由であります。

全国の労働者、中小企業者が直ちに反対の意思を表明し、この撤回を政府に要求したのは当然であります。政府自民党はこの国民の反対の前に、また国民の反響の前に、きたならしい詐術を弄し、あくまでもこの法案の成立を

策してきたのであります。まず、政府は、当初案から最も露骨な反動的五項目を引つ込め、さらに間接税における人格なき社団等を修正削除し、あたかも譲歩したかのごとく見せかけて、その実この法案の反動的、反人民的性格は基本的に何ら変えていないのであります。それは全く国民の反響をはぐらかし、ごまかす手段にすぎないのであります。しかも、政府自民党はこのやうな重要法案を衆議院で野党質問一日、参議院大蔵委員会ではわずか二日間、しかも審議を打ち切るというやうなやり方でこれを強行し、強硬に通そうとしてゐるのであります。これはこの法案の眞の性格が明らかにすることをおそれた政府自民党の卑劣な態度で、全く言語道断と言わなければなりません。

以上、本案は憲法の基本的な精神、特に憲法第三十条、第八十四条の租税法定主義、第三十一条の罪刑法定主義を眞向から否定し、民主的申告納税制度を根本的に破壊するものであります。この政府の政策は税収奪のための人民弾圧であるばかりでなく、国防法、ILO八十七号条約批准に伴う国内労働法の改悪等とともに、全般的な反動政策、軍国主義強化の政策の一環であることは明らかであります。

わが党は以上の見地からこの国税通則法に反対するとともに、この法案に反対して戦つてきた労働者階級、中小商工業者等とともに、この法案を粉砕するまで徹底的に戦うことを明らかにするものであります。

○委員長(棚橋小虎君) ほかに御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。国稅通則法案、国稅通則法の施行等に伴う關係法令の整備等に関する法律案を問題に供します。兩案を衆議院送付案とおりに可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(棚橋小虎君) 多数でございます。よって、兩案は多数をもって衆議院送付案とおりに可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等については、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。これにて散会いたします。

午後四時五十分散会